

令和7年度

水 防 計 画



福 井 県

関係機関連絡先一覧

◎ 県関係						
名 称	電 話		FAX		E-mail	備 考
	NTT回線	防災行政無線	NTT回線	防災行政無線		
福 井 県 庁	代表 0776-21-1111	610-4711	0776-20-0622	610-2089		
同 守 衛 室	(0776-21-1111)	610-4705	—	—		
砂防防災課(水防本部)	直通 0776-20-0482	610-3395	0776-20-0659	610-3399	sabo@pref.fukui.lg.jp	
危機管理課	直通 0776-20-0308	610-2172	0776-22-7617	610-2189	kikitaishaku@pref.fukui.lg.jp	※
警察本部警備課	代表 0776-22-2880	610-5442	0776-28-0193	—	keibi@police.pref.fukui.lg.jp	
福井土木事務所	代表 0776-24-5111	700-5230	0776-24-5130	700-5195	fu-dobok@pref.fukui.lg.jp	※
三国土木事務所	代表 0776-82-1111	830-5430	0776-82-1160	710-5490	mi-dobok@pref.fukui.lg.jp	※
奥越土木事務所	代表 0779-66-1221	720-5851	0779-66-1225	720-5890	oku-dobok@pref.fukui.lg.jp	
丹南土木事務所	代表 0778-23-4966	750-5370	0778-23-5494	750-5339	ta-dobok@pref.fukui.lg.jp	※
丹南土木事務所(鯖江・丹生土木部)	代表 0778-34-0464	770-5210	0778-34-2233	770-5350	ta.a-dobok@pref.fukui.lg.jp	※
敦賀土木事務所	代表 0770-22-4661	780-5150	0770-22-6516	780-5191	tu-dobok@pref.fukui.lg.jp	※
小浜土木事務所	0770-56-5954	790-5162	0770-56-1886	790-5127	o-dobok@pref.fukui.lg.jp	
笹生川・浄土寺川ダム統管理事務所	代表 0779-65-6561	840-202	0779-65-6573	840-230	sasodam@pref.fukui.lg.jp	
笹生川ダム監視所	代表 0779-64-1335	840-303	0779-64-1181	840-351		
浄土寺川ダム監視所	0779-88-6066	840-401	0779-88-6067	840-430		
広野・榎谷ダム統管理事務所	代表 0778-45-1122	860-311	0778-45-1126	860-330	hirodam@pref.fukui.lg.jp	
広野ダム監視所	代表 0778-45-0316	860-420	0778-45-0316	860-430		
榎谷ダム監視所	代表 0778-45-1314	860-511	0778-45-1316	860-035		
龍ヶ鼻・永平寺ダム統管理事務所	0776-67-2841	880-201	0776-67-2846	880-213	ryudam@pref.fukui.lg.jp	
龍ヶ鼻・永平寺ダム下流連絡所	0776-67-2891	880-6403	—	—		
永平寺ダム監視所	代表 0776-63-1250	89-310	0776-63-1251	890-309		
河内川・大津呂ダム統管理事務所	0770-56-0970	790-5681	0770-56-0971	790-035	ooturodam@pref.fukui.lg.jp	
河内川ダム監視所	0770-62-2081	790-8420	0770-62-2082	790-045		
大津呂ダム監視所	0770-77-1009	790-8520	0770-77-1127	—		
(注)※印のついている機関にFAXをする際はNTT回線を優先してください。						
◎ 国土交通省関係						
名 称	電 話		FAX		E-mail	備 考
	NTT回線	国交省マイク回線	NTT回線	国交省マイク回線		
近畿地方整備局	直通 06-6944-8853	786-3866	06-6944-8854	786-3799		
“ 福井河川国道事務所	直通 0776-35-2771	781-331	0776-36-5131	781-357	kkf-fukui-kawa@gxb.mlit.go.jp	河川管理課
“ 福井国道維持出張所	代表 0776-27-1707	781-6621	0776-27-1479	781-6640		
“ 嶺北国道維持出張所	代表 0776-63-7200	781-6511	0776-63-7201	781-6540		
“ 九頭竜川出張所	代表 0776-63-7100	781-6425	0776-63-7101	781-6445		
“ 九頭竜川鳴鹿大堰管理所	代表 0776-63-7100	781-6425	0776-63-7101	781-6445		
“ 敦賀国道維持出張所	代表 0770-22-5166	781-6721	0770-25-6466	781-6740		
“ 嶺南河川国道維持出張所	代表 0770-56-1764	781-6221	0770-56-1618	781-6240		
“ 小浜国道維持出張所	代表 0770-56-1617	781-6821	0770-56-1618	781-6240		
“ 真名川砂防出張所	代表 0779-65-5854	781-6321	0779-65-6197	781-6340		
“ 九頭竜川ダム統管理事務所	代表 0779-66-5300	783-331	0779-66-5304	783-400	kkf-lq-dentu01@mlit.go.jp	管理課
“ 九頭竜ダム管理支所	代表 0779-78-2116	783-6221	0779-78-2629	783-6240		
“ 真名川ダム管理支所	代表 0779-64-1011	783-6121	0779-64-1853	783-6141		
“ 足羽川ダム工事事務所	代表 0776-27-0642	782-351	0776-27-1355	782-400		調査設計課

◎ 気象台関係						
名 称	電 話		FAX		E-mail	備 考
	NTT回線	防災行政無線	NTT回線	防災行政無線		
福井地方気象台	0776-24-0009	452-2	0776-24-1252	452-5		
◎ 電力関係						
名 称	電 話		FAX		E-mail	備 考
	NTT回線	防災行政無線	NTT回線	防災行政無線		
北陸電力(株) 大野水力センター	直通 0779-66-1421	—	0779-66-1428	—		
関西電力(株)庄川水力センター	代表 0763-82-4255	—	0763-82-6993	—		
電源開発 九頭竜電力所	代表 0779-78-2131	—	0779-78-2508	—		
◎ 報道関係						
名 称	電 話		FAX		E-mail	備 考
	NTT回線	防災行政無線	NTT回線	防災行政無線		
日本放送協会福井放送局	代表 0776-28-8850	466-2	0776-28-8878	—		
福 井 テ レ ビ	代表 0776-21-2233	469-2	0776-27-1534	—		
福 井 放 送	代表 0776-57-7802	467-2	0776-57-1932	—		
朝 日 新 聞 社	代表 0776-22-0910	—	0776-23-1523	—		
毎 日 新 聞 社	代表 0776-24-0074	—	0776-21-3160	—		
読 売 新 聞 社	代表 0776-22-5220	—	0776-22-6380	—		
日 本 経 済 新 聞 社	代表 0776-22-3490	—	0776-21-2377	—		
福 井 新 聞 社	代表 0776-57-5111	—	0776-57-5145	—		
産 経 新 聞 社	代表 0776-23-1221	—	0776-28-7374	—		
中 日 新 聞 社	代表 0776-22-0950	—	0776-22-3233	—		
日 刊 県 民 福 井	代表 0776-28-8613	—	0776-28-8616	—		
福 井 エ フ エ ム 放 送	代表 0776-21-2100	468-2	0776-21-2101	—		
◎ 通信関係						
名 称	電 話		FAX		E-mail	備 考
	NTT回線	防災行政無線	NTT回線	防災行政無線		
NTT西日本福井支店	代表 0776-52-3031	—	0776-54-8539	—		
◎ 市町役場・消防						
名 称	電 話		FAX		E-mail	備 考
	NTT回線	防災行政無線	NTT回線	防災行政無線		
福井市役所	直通 0776-20-5234	300-1-5234	0776-20-5235	300-1-5235	kikikanri@city.fukui.lg.jp	
福井市消防局	代表 0776-20-0119	350-1-1281	0776-20-6119	350-1-1259		
福井市中消防署	代表 0776-22-0119	350-1-1311	0776-22-0901	—		
福井市南消防署	代表 0776-33-0119	350-1-1411	0776-33-0141	—		
福井市東消防署	代表 0776-27-0119	350-1-1711	0776-27-0189	—		
福井市臨海消防署	代表 0776-87-2119	350-1-1611	0776-87-2120	—		

名 称	電 話		FAX		E-mail	備 考
	NTT回線	防災行政無線	NTT回線	防災行政無線		
永平寺町役場	代表 0776-61-1111	308-1-226	0776-61-2434	308-1-295	kensetsu@town.eiheiji.lg.jp	
永平寺町消防本部	代表 0776-63-0119	352-2	0776-63-0168	352-5	shobo@town.eiheiji.lg.jp	
あわら市役所	代表 0776-73-1221	314-1-179	0776-73-5688	314-1-329	kensetsu@city.awara.lg.jp	
嶺北消防組合消防本部	代表 0776-51-0119	353-1-151	0776-51-5209	353-1-250	info@reihoku-fd.jp	
嶺北消防組合嶺北消防署	代表 0776-51-0911	353-1-202	0776-51-2689	—	reisho@reihoku-fd.jp	
嶺北消防組合嶺北あわら消防署	代表 0776-73-0119	353-1-84302	0776-73-5195	—	awara@reihoku-fd.jp	
嶺北消防組合嶺北丸岡消防署	代表 0776-66-0119	353-1-86502	0776-67-0757	—	maruoka@reihoku-fd.jp	
嶺北消防組合嶺北三国消防署	代表 0776-82-6119	353-1-87602	0776-82-5499	—	mikuni@reihoku-fd.jp	
坂井市役所	代表 0776-66-1500	317-1-2212	0776-67-7522	317-5	kensetsu@city.fukui-sakai.lg.jp	
大野市役所	代表 0779-66-1111	304-1-2702	0779-66-7708	304-5	bosai@city.fukui-ono.lg.jp	
大野市消防本部	代表 0779-66-0119	351-1-112	0779-65-7939	351-1-119	s-soumu@city.fukui-ono.lg.jp	
大野市消防署和泉分遣所	代表 0779-78-2119	—	0779-78-2120	—	s-bunkensyo@city.fukui-ono.lg.jp	
勝山市役所	代表 0779-88-1111	305-1-904	0779-88-1119	305-5	bosai@city.katsuyama.lg.jp	
勝山市消防本部	代表 0779-88-0400	358-1-30	0779-87-2481	358-5	katsusyo@city.katsuyama.lg.jp	
鯖江市役所	代表 0778-51-2200	306-1-212	0778-51-8151	306-1-492	SC-Bosai@city.sabae.lg.jp	
鯖江・丹生消防組合消防本部	代表 0778-54-0119	354-1-131	0778-51-8383	354-1-197	snfd@fd-sabaenyu.jp	
鯖江・丹生消防組合消防署北中山分遣所	代表 0778-65-1069	354-1-180	0778-65-1069	—	kitanaka@fd-sabaenyu.jp	
越前市役所	代表 0778-22-3000	302-1-2312	0778-22-3458	302-1-2990	seikatu@city.echizen.lg.jp	
南越消防組合消防本部	代表 0778-21-8888	355-1-342	0778-21-0093	355-1-244	nsk119@city.echizen.lg.jp	
南越消防組合中消防署	代表 0778-21-8899	355-1-304	0778-21-8890	355-1-244	nsk-naka@city.echizen.lg.jp	
南越消防組合東消防署	代表 0778-43-0119	355-1-700	0778-42-0156	—	nsk-higashi@city.echizen.lg.jp	
南越前町役場	代表 0778-47-3000	320-1-231	0778-47-3261	320-1-591	bosai@town.minamiechizen.lg.jp	
南越消防組合南消防署	代表 0778-45-0119	355-1-600	0778-45-0315	—	nsk-minami@city.echizen.lg.jp	
南越消防組合南消防署河野分署	代表 0778-48-3119	355-1-400	0778-48-3109	—	nsk-kouno@city.echizen.lg.jp	
池田町役場	代表 0778-44-6000	319-1-120	0778-44-6296	319-1-397	soumu@town.fukui-ikedal.lg.jp	
南越消防組合東消防署池田分署	代表 0778-44-8119	355-1-500	0778-44-8109	—	nsk-ikedal@city.echizen.lg.jp	
越前町役場	代表 0778-34-1234	323-1-220	0778-34-1236	323-1-590	bosai@town.echizen.lg.jp	
鯖江・丹生消防組合消防署朝日分遣所	代表 0778-34-0119	354-1-181	0778-34-0119	—	asahi@fd-sabaenyu.jp	
鯖江・丹生消防組合消防署越前分遣所	代表 0778-37-0119	354-1-183	0778-37-0119	—	etizen@fd-sabaenyu.jp	
鯖江・丹生消防組合消防署丹生分署	代表 0778-36-0119	354-1-182	0778-36-0119	—	nyu@fd-sabaenyu.jp	
敦賀市役所	代表 0770-21-1111	301-1-193	0770-22-6220	301-1-299	dourokasen@ton21.ne.jp	
敦賀美方消防組合消防本部	代表 0770-20-0119	356-1-110	0770-22-0685	356-1-399	s-tusin@ton21.ne.jp	
敦賀美方消防組合敦賀消防署	0770-23-9991	356-1-206	0770-22-0685	356-1-399	s-turuga@ton21.ne.jp	
敦賀美方消防組合敦賀消防署気比分署	0770-25-0119	356-1-480	0770-25-4812	—	s-kehi@ton21.ne.jp	
美浜町役場	代表 0770-32-1111	330-1-150	0770-32-1115	330-1-790	doboku-kenchiku@town.fukui-mihama.lg.jp	
敦賀美方消防組合美浜消防署	代表 0770-32-1190	356-1-420	0770-32-6119	—	s-mihamai@ton21.ne.jp	
若狹町役場	代表 0770-45-1111	329-1-2504	0770-45-9107	329-5	kankyoanzen@town.fukui-wakasa.lg.jp	
敦賀美方消防組合三方消防署	代表 0770-45-0119	356-1-440	0770-45-3999	—	s-mikata@ton21.ne.jp	
小浜市役所	代表 0770-53-1111	303-1-472	0770-53-1522	303-1-591	anzen@city.obama.lg.jp	

名 称	電 話		FAX		E-mail	備 考
	NTT回線	防災行政無線	NTT回線	防災行政無線		
若狭消防組合消防本部	代表 0770-53-0119	357-1-235	0770-52-4141	357-1-296	shoubou@wakasa-fd.jp	
若狭消防署上中分署	代表 0770-62-0119	357-1-290	0770-62-1662	—	kaminaka@wakasa-fd.jp	
高浜町役場	代表 0770-72-1111	333-1-621	0770-72-2883	333-1-499	bousai@town.takahama.lg.jp	
若狭消防署高浜分署	代表 0770-72-2119	357-1-292	0770-72-1693	—	takahama@wakasa-fd.jp	
おおい町役場	代表 0770-77-1111	334-1-2301	0770-77-1289	334-5	bousai@town.ohi.lg.jp	
若狭消防署大飯分署	代表 0770-77-0119	357-1-293	0770-77-1376	—	ooi@wakasa-fd.jp	
若狭消防署名田庄分署	代表 0770-67-2542	357-1-291	0770-67-2780	—	natasho@wakasa-fd.jp	

◎ 鉄道関係

名 称	電 話		FAX		E-mail	備 考
	NTT回線	防災行政無線	NTT回線	防災行政無線		
JR金沢施設指令	076-253-5275	—	076-253-5273	—		
JR敦賀保線区	0770-22-0460	—	0770-22-4575	—		
㈱ハピラインふくい施設管理センター	0776-26-1668	—	0776-22-6605	—		
福井鉄道㈱鉄道部	0778-21-0706	—	0778-21-0722	—		
えちぜん鉄道㈱	0776-52-8888	—	0776-52-8855	—		

◎ その他

名 称	電 話		FAX		E-mail	備 考
	NTT回線	防災行政無線	NTT回線	防災行政無線		
福井空港事務所	0776-51-4066	414-1	0776-51-4102	414-5		
福井海上保安署	代表 0776-82-4999	454	0776-82-5321	—		
関西電力㈱下荒井ダム	代表 0779-88-3300	—	0779-87-0853	—		
京都府中丹東土木事務所	代表 0773-42-1020	—	0773-42-7546	—		
陸上自衛隊鯖江駐屯地第372施設中隊	0778-51-4675	450	—	—		
福井建設業連合会	代表 0776-24-1184	—	0776-27-3003	—		

防災行政無線

発信の方法

1. 整備されている無線局の種別について

- 県庁舎は、地上系・衛星系ともに整備されている多重局です。

発信特番「7」をダイヤルすることで、全ての内線電話・FAXから防災行政無線を利用できます。

なお、発信特番「7」は地上系発信特番ですが、通常は「7」をダイヤルしても衛星系に自動接続することで衛星系の局にかけられます。意図して衛星系を使用する場合は、衛星系発信特番「72」を使用します。

- 合同庁舎、土木事務所は地上系・衛星系とも、ダム統合管理事務所（龍ヶ鼻、笹生川、広野）は

地上系のみ整備された多重局です。ただし、地上系のみ多重局でも県庁舎経由で衛星系の局にもかけられます。

この場合、衛星系発信特番「72」を使用してください。地上系・衛星系とも整備されている多重局において衛星系を使用する場合は、各局ごとに設定された衛星系発信特番を使用してください。

発信特番「7」をダイヤルすることで、全ての内線電話・FAXから防災行政無線を利用できます。

上記以外の局は全て端末局となります。

- 端末局では基本的に衛星系が整備されています。（ただし、JR福井駅、報道機関は衛星系ではなく地上系が整備されています。

また17市町・9消防本部および防災航空事務所では、衛星系とともに地上系も整備されています）

端末局の発信特番は各局ごとに異なった設定となっています。また内線電話からの防災行政無線接続ができない局も一部あります。

2. 通常の発信

- 多重局（県庁、合同庁舎、土木事務所、ダム管等）からの発信方法

- 端末局から端末局へかける場合

発信特番－端末局番号

- 無線専用電話からの発信方法

無線専用電話から他局にかける場合は発信特番はいりませんので発信特番なしでダイヤルしてください。

関係機関連絡先一覧表 1

水防計画 本編 - 1

水防計画付表 付表 - 1

水防計画付図 付図 - 1

関係法令等 法令 - 1

位置図等 位置図 - 1

水防計画

第1章 総則	1
第2章 水防組織	7
第3章 水防区域と重要水防箇所	10
第4章 予報および警報	13
第5章 雨量・水位等の観測および通報	40
第6章 気象予報等の情報収集	42
第7章 ダム・水門等の操作	44
第8章 通信連絡	45
第9章 水防施設および輸送	46
第10章 水防活動	47
第11章 水防信号、水防標識等	52
第12章 協力および応援	54
第13章 費用負担と公用負担	56
第14章 水防報告等	58
第15章 水防訓練	59
第16章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置	60
第17章 水防協力団体	65
第18章 指定水防管理団体の水防計画	66
第19章 国土交通省直轄河川等における河川災害対策	67
水防実施状況報告書(第一様式)	68
水防実施報告書(第二様式)	69
水防活動実施報告書(第三様式)	70
福井県水防警報発表様式(第四様式)	71
福井県避難判断水位等発表様式(第五様式)	74
水位観測記録一覧表(第六様式)	79
福井県津波警報発表様式(第七様式)	80
水防活動報告書様式(第八様式)	81

福井県水防計画

第1章 総則

1.1 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、県下における水防事務の調整およびその円滑な実施のために必要な事項を規定し、洪水、津波または高潮に際し、水災を警戒し、防御し、およびこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

1.2 用語の定義

主な水防用語の定義は次のとおりである。

(1) 水防本部

福井県内における水防を総括するため、土木部内に設置するものである。洪水等の恐れがあるときに設置する。

(2) 水防管理団体

水防の責任を有する市町または水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合もしくは水害予防組合をいう。（法第2条第2項）

(3) 指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したもので、県内全9市8町が指定されている。（法第4条）

(4) 水防管理者

水防管理団体である市町の長または水防事務組合の管理者もしくは長もしくは水害予防組合の管理者をいう。（法第2条第3項）

(5) 消防機関

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署および消防団）をいう。（法第2条第4項）

(6) 消防機関の長

福井市消防局長および消防本部の消防長をいう。（法第2条第5項）

(7) 水防団

法第6条に規定する水防団をいい、水防団長および水防団員をもって組織される。水防団の設置等に関する事項は市町の条例で定める。

(8) 量水標管理者

量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう。（法第2条第7項、法第10条第3項）

県の水防計画で定める量水標管理者は、県水防計画で定めるところにより、水位を通報および公表しなければならない（法第12条）

(9) 水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人、その他法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織および運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有して

いるものとして水防管理者が指定した団体をいう。(法第 36 条第 1 項)

(10) 土砂災害警戒情報

大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったときに、市町長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、県と気象庁が共同で発表する防災情報。

(11) 洪水予報河川

国土交通大臣または知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大または相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣または知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位または流量を示して洪水の予報等を行う。

(気象業務法(昭和 27 年法律第 165 号)第 14 条の 2 第 2 項および第 3 項)

(法第 10 条第 2 項、法第 11 条第 1 項)

(12) 水防警報

国土交通大臣または知事が、洪水、津波または高潮により国民経済上重大または相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼または海岸(水防警報河川等)について、国土交通大臣又は県知事が、洪水、津波または高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。(法第 2 条第 8 項、法第 16 条)

(13) 水位周知河川

国土交通大臣または知事が、洪水予報河川以外の河川で、洪水により国民経済上重大または相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。

国土交通大臣または知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位(特別警戒水位)に達したとき、水位または流量を示して通知および周知を行う。(法第 13 条)

(14) 水位到達情報

水位到達情報とは、国土交通大臣または知事が指定した水位周知河川においてあらかじめ定めた氾濫危険水位(特別警戒水位)への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位(警戒水位)、避難判断水位への到達情報、氾濫発生情報のことをいう。

(15) 水防団待機水位(通報水位)

量水標の設置されている地点ごとに知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位(法第 12 条第 1 項に規定される通報水位)をいう。

水防管理者または量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位(通報水位)を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

(16) 氾濫注意水位(警戒水位)

水防団待機水位(通報水位)を超える水位であって、洪水または高潮による災害の発生を警戒すべきものとして知事が定める水位(法第 12 条第 2 項に規定される警戒水位)をいう。水防団の出動の目安となる水位である。

量水標管理者は、量水標の示す水位が氾濫注意水位(警戒水位)を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

(17) 避難判断水位

国土交通大臣または知事が指定した洪水予報河川および水位周知河川において、市町長の高齢者等避難の発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

(18) 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。

国土交通大臣または知事が指定した洪水予報河川および水位周知河川において、市町長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定される特別警戒水位に相当する。

(19) 特別警戒水位

法第 13 条第 1 項及び第 2 項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。国土交通大臣または知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(20) 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

(21) 洪水浸水想定区域

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第 14 条）。

(22) 浸水被害軽減地区

洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であつて浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域として水防管理者が指定した区域をいう（法第 15 条の 6）。

1.3 水防の責任等

水防に関係する各主体について、水防法等に規定されている責任および義務は次のとおりである。

(1) 県の責任

県内における水防体制と組織の確立、強化を図るとともに、水防管理団体が行う水防が十分行われるよう、指導と水防能力の確保につとめる。（法第 3 条の 6）

具体的には、主に次のような事務を行う。

①指定水防管理団体の指定（法第 4 条）

②水防計画の作成および要旨の公表（法第 7 条第 1 項および第 7 項）

③水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の 2）

④都道府県水防協議会の設置（法第 8 条第 1 項）

⑤気象予報および警報、洪水予報の通知（法第 10 条第 3 項）・・・第 4 章 4.1、4.3(2)

⑥土砂災害警戒情報の発表および通知（災害対策基本法第 55 条）・・・第 4 章 4.2

⑦洪水予報の発表および通知（法第 11 条第 1 項、気象業務法第 14 条の 2 第 3 項）・第 4 章 4.3(3)

⑧量水標管理者からの水位の通報および公表（法第 12 条）

⑨水位周知河川、水位周知下水道及び水位周知海岸の水位到達情報の通知および周知

- (法第 13 条第 2 項及び第 3 項) 第 4 章 4.4
- ⑩洪水予報または水位到達情報の通知の関係市町長への通知 (法第 13 条の 4)
- ⑪洪水浸水想定区域の指定、内水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の公表および通知
(法第 14 条) 第 16 章
- ⑫都道府県大規模氾濫減災協議会の設置 (法第 15 条の 10)
- ⑬水防警報の発表および通知並びに水防警報河川等指定したときの公示
(法第 16 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項) . . . 第 4 章 4.5.2(3)
- ⑭水防信号の指定 (法第 20 条) 第 11 章
- ⑮避難のための立退きの指示 (法第 29 条) 第 10 章 10.5
- ⑯緊急時の水防管理者、水防団長または消防機関の長への指示 (法第 30 条)
- ⑰水防団員の定員の基準の設定 (法第 35 条)
- ⑱水防協力団体に対する情報の提供または指導もしくは助言 (法第 40 条)
- ⑲水防管理団体に対する水防に関する勧告又は助言 (法第 48 条)

(2) 水防管理団体 (市町) の責任

水防管理団体は本計画に基づき、管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する。

(法第 3 条)

具体的には、主に次のような事務を行う。

- ①水防団の設置 (法第 5 条)
- ②水防団員等の公務災害補償 (法第 6 条の 2)
- ③平常時における河川等の巡視 (法第 9 条) 第 10 章 10.2(1)
- ④水位の通報 (法第 12 条第 1 項) 第 4 章 4.4、4.5
- ⑤水位周知下水道の水位到達情報の通知及び周知 (法第 13 条の 2 第 2)
- ⑥内水浸水想定区域の指定、公表及び通知 (第 14 条の 2)
- ⑦浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保および浸水の防止のための措置
. . . (法第 15 条) . 第 16 章
- ⑧避難確保計画または浸水防止計画を策定していない地下街等の所有者または管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表 (法第 15 条の 2)
- ⑨避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表。要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果についての助言・勧告 (法第 15 条の 3) 第 16 章 16.6
- ⑩浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告 (法第 15 条の 6、法第 15 条の 7、法第 15 条の 8)
. 第 16 章 16.8
- ⑪予想される水災の危険の周知 (法第 15 条の 11) 第 16 章 16.4
- ⑫水防団および消防機関の出動準備または出動 (法第 17 条)
- ⑬緊急通行により損失を受けた者への損失の補償 (法第 19 条第 2 項) 第 10 章 10.4
- ⑭警戒区域の設定 (法第 21 条) 第 10 章 10.5
- ⑮警察官の援助の要求 (法第 22 条) 第 12 章 12.3
- ⑯他の水防管理者または市町長もしくは消防長への応援要請 (法第 23 条) . 第 12 章 12.2

- ⑰堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第 25 条、法第 26 条）・・・第 10 章 10.7
 - ⑱公用負担により損出を受けた者への損出の補償（法第 28 条第 3 項）・第 13 章 13.2
 - ⑲避難のための立退きの指示（法第 29 条）・・・第 10 章 10.6
 - ⑳水防訓練の実施（法第 32 条の 2）・・・第 15 章
 - ㉑水防計画の作成および要旨の公表（法第 33 条第 1 項および第 3 項）・・・第 18 章 18.1、18.2
 - ㉒水防協議会の設置（法第 34 条）・・・第 18 章 18.3
 - ㉓水防協力団体の指定・公示（法第 36 条）
 - ㉔水防協力団体に対する監督等（法第 39 条）
 - ㉕水防協力団体に対する情報の提供または指導もしくは助言（法第 40 条）
 - ㉖水防従事者に対する災害補償（法第 45 条）
 - ㉗消防事務との調整（法第 50 条）
- (3) 国土交通省の責任
- ①洪水予報の発表および通知（法第 10 条第 2 項、気象業務法第 14 条の 2 第 2 項）・第 4 章 4.3(2)
 - ②量水標管理者からの水位の通報および公表（法第 12 条）
 - ③水位周知河川の水位到達情報の通知および周知（法第 13 条第 1 項）
 - ④洪水予報または水位到達情報の通知の関係市町長への通知（法第 13 条の 4）
 - ⑤洪水浸水想定区域の指定、公表および通知（法第 14 条）・・・第 16 章
 - ⑥大規模氾濫減災協議会の設置（法第 15 条の 9）
 - ⑦水防警報の発表および通知（法第 16 条第 1 項及び第 2 項）・・・第 4 章 4.5.2(2)
 - ⑧重要河川における知事等に対する指示（法第 31 条）
 - ⑨特定緊急水防活動（法第 32 条）
 - ⑩水防協力団体に対する情報の提供または指導もしくは助言（法第 40 条）
 - ⑪県等に対する水防に関する勧告または助言（法第 48 条）
- (4) 河川管理者の責任
- ①水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の 2）
 - ②水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言（法第 15 条の 12）
- (5) 気象庁の責任
- ①気象、津波、高潮および洪水の予報および警報の発表および通知・・・第 4 章 4.1
（法第 10 条第 1 項、気象業務法第 14 条の 2 第 1 項）
 - ②土砂災害警戒情報の発表および通知（気象業務法第 11 条）・・・第 4 章 4.2
 - ③洪水予報の発表および通知・・・第 4 章 4.3(2)
（法第 10 条第 2 項、法第 11 条第 1 項並びに気象業務法第 14 条の 2 第 2 項および第 3 項）
- (6) 居住者等の義務
- ①水防への従事（法第 24 条）
 - ②水防通信への協力（法第 27 条）
- (7) 水防協力団体の義務
- ①決壊の通報（法第 25 条）
 - ②決壊後の処置（法第 26 条）

- ③水防訓練の実施（法第 32 条の 2）
- ④津波避難訓練への参加（法第 32 条の 3）
- ⑤業務の実施等（法第 36 条、第 37 条、第 38 条）

1.4 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて‘遠地津波’と‘近地津波’に分類して考えられる。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動および水防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

従って、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

1.5 安全配慮

洪水、津波または高潮のいずれにおいても、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項

- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもの不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- ・水防活動は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- ・水防活動は原則として複数人で行う。
- ・水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ・指揮者または監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- ・指揮者は水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- ・指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- ・出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防団委員全員に配布し、安全確保のための研修を実施する。

第2章 水防組織

2.1 県の水防組織

法により福井地方気象台および福井河川国道事務所により水防に関する通知（福井地方気象台発表の注意報、警報、福井河川国道事務所が発表する水防警報、および福井地方気象台と福井河川国道事務所が共同で発表する洪水予報）を受けたとき、または県が水害を予想した時から洪水等のおそれがなくなったと認められるときまで、県は土木部に福井県水防本部（以下「水防本部」という。）を、各土木事務所等に現地指導本部を設置し、次の組織で事務を処理する。

（1）水防本部の組織系統



（2）水防本部の構成および事務分担

水防本部の構成および事務分担は次のとおりとする。ただし、災害救助法適用後の事務については、災害救助編成との関係上必要があればその都度分担を変更するものとする。

本部長：土木部長

副本部長：土木部副本部長（防災・特定）

本部付：土木部政策推進グループ、砂防防災課長、河川課長、道路保全課長、道路建設課長、高規格道路課長、港湾空港課長、都市計画課長、水産課長、森づくり課長、農村振興課長

班	事務分担	担当課
事務局	1 災害対策本部設置時の災害対策本部への連絡	土木部政策推進グループ
	2 被害視察調査団の受入に関する事	
	1 情報の収集、取りまとめに関する事	砂防防災課 河川課
	2 指示伝達、各班相互協力、連絡調整に関する事	
実働班	1 土砂災害警戒情報に関する事	砂防防災課
	2 洪水予報に関する事	
	3 水防活動の企画調整に関する事	
	4 水防用資材に関する事	
	5 砂防指定地および砂防施設の被害状況の把握	
	6 河川への土砂流出状況の把握	
	1 排水ポンプ車に関する事	河川課
	2 県内河川の被害状況の把握	
	3 下水道施設等の被害状況の把握	
	4 雨水、排水状況の把握	
	1 河川橋梁、兼用道路の被害状況の把握	道路保全課 道路建設課 高規格道路課
	2 交通不可能箇所調査およびその対策に関する事	
	3 道路情報（県管理状況）に関する事	
	1 港湾・漁業区域の高潮による被害状況の把握	港湾空港課 水産課
	2 潮位、風向、風速、波高の資料収集連絡に関する事	
	1 公園等の被害状況の把握	都市計画課
1 水防に関する農村・森林・漁業施設の被害状況の把握	農村振興課、森づくり課、水産課	

※表は警戒体制、活動体制、非常体制の場合。

注意体制の際は実働班の業務は砂防防災課と河川課が担当する。

なお、災害対策本部が設置された場合には同本部に統合され、記載の事務を災害対策本部土木部、農林部として処理するものとする。

(3) 特設班

水防本部長の指示により随時救援要員として緊急必要箇所へ派遣する。
特に洪水時のダム管理については2～5名を状況に応じて派遣する。

(4) 現地指導本部の構成および分担事務

現地指導本部は各土木事務所等に設置し、本部長はその所属の職員を指揮して、次の区域の水防指導および現地調査を担当する。

現地本部名	所在地	本部長	管轄区域
福井土木事務所	福井市城東4丁目	福井土木事務所長	福井市、永平寺町
三国土木事務所	坂井市三国町水居	三国土木事務所長	坂井市、あわら市
奥越土木事務所	大野市友江	奥越土木事務所長	大野市、勝山市
丹南土木事務所	越前市上太田町	丹南土木事務所長	越前市、南越前町、池田町
丹南土木事務所 鯖江丹生土木部	越前町気比庄	鯖江丹生土木部長	鯖江市、越前町
敦賀土木事務所	敦賀市中央町1丁目	敦賀土木事務所長	敦賀市、美浜町、 若狭町(旧三方町)
小浜土木事務所	小浜市遠敷1丁目	小浜土木事務所長	小浜市、若狭町(旧上中町) おおい町、高浜町
龍ヶ鼻・永平寺 ダム統合管理事務所	坂井市丸岡町上竹田	龍ヶ鼻・永平寺 ダム統合管理事務所長	龍ヶ鼻ダム、永平寺ダム
笹生川・浄土寺川 ダム統合管理事務所	大野市中野	笹生川・浄土寺川 ダム統合管理事務所長	笹生川ダム、浄土寺川ダム
広野・榎谷 ダム統合管理事務所	南越前町今庄	広野・榎谷 ダム統合管理事務所長	広野ダム、榎谷ダム
河内川・大津呂 ダム統合管理事務所	小浜市遠敷1丁目	河内川・大津呂 ダム統合管理事務所長	河内川ダム、大津呂ダム
福井港湾事務所	坂井市三国町黒目	福井港湾事務所長	福井港湾事務所
敦賀港湾事務所	敦賀市桜町	敦賀港湾事務所長	敦賀港湾事務所

2.2 水防管理団体の水防組織

水防管理団体の水防組織は、県の水防組織に準じて、水防管理団体の水防計画に定めることとする。

県下の水防管理団体は、以下のとおりである。

地域	団体名	指定／非指定	担当課	電話番号	管轄土木事務所
嶺北北部	福井市	指定	危機管理課	0776-20-5234	福井土木事務所
	永平寺町	指定	建設課	0776-61-3948	
			防災安全課	0776-61-3951	
	坂井市	指定	建設課	0776-50-3051	三国土木事務所
	あわら市	指定	建設課	0776-73-8032	
越前町	指定	防災安全課	0778-34-8721	丹南土木事務所	
嶺北南部	鯖江市	指定	防災危機管理課	0778-53-2205	鯖江丹生土木部
	越前市	指定	防災危機管理課	0778-22-3081	丹南土木事務所
	池田町	指定	総務財政課	0778-44-8003	
	南越前町	指定	総務課	0778-47-8000	
奥越	大野市	指定	防災防犯課	0779-65-2121	奥越土木事務所
			建設整備課	0779-66-1111	
勝山市	指定	消防本部警防課	0779-88-0400		
嶺南東部	敦賀市	指定	道路河川課	0770-22-8134	敦賀土木事務所
	美浜町	指定	土木建築課	0770-32-6707	
嶺南西部	若狭町	指定	環境安全課	0770-45-9126	小浜土木事務所
	小浜市	指定	生活安全課	0770-64-6006	
	おおい町	指定	防災安全課	0770-77-4054	
	高浜町	指定	防災安全課	0770-72-7701	

2.3 大規模氾濫減災協議会

国土交通大臣が組織する大規模氾濫減災協議会及び知事が組織する都道府県大規模氾濫減災協議会において取りまとめられた「地域の取組方針」については、水防計画へ反映するなどして、取組を推進するものとする。

名称	設置主体	構成市町村
九頭竜川・北川大規模氾濫減災協議会	国土交通大臣 (福井河川国道事務所)	福井市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町、池田町、南越前町、越前町、敦賀市、小浜市、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町
福井県管理河川 嶺北ブロック減災対策協議会	福井県知事 (河川課・砂防防災課)	福井市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町、池田町、南越前町、越前町
福井県管理河川 嶺南ブロック減災対策協議会	福井県知事 (河川課・砂防防災課)	敦賀市、小浜市、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町

第3章 水防区域と重要水防箇所

3.1 水防区域

県内の水防区域をその区域の現状ならびに洪水または高潮が公共上に及ぼす影響の程度により次のとおり分ける。

(1) 国土交通大臣において水防警報を行う区域

九頭竜川幹川	〔 左岸 吉田郡永平寺町谷口1字総社山218番地先 右岸 吉田郡永平寺町鳴鹿山鹿35字逆水沖5番1地先 〕	から海まで
支川日野川	〔 左岸 福井市朝宮町32字17番地先 右岸 福井市種池町27字勘要道30番の1地先 〕	から九頭竜川幹川 合流点まで
北川幹川	〔 左岸 三方上中郡若狭町新道73号赤岩3番地先 右岸 三方上中郡若狭町瓜生78号の2番地先 〕	瓜生大井根堰堤下流端 から海まで
支川遠敷川	〔 左岸 小浜市遠敷112号鱒街道36番の1地先 右岸 小浜市国分47号馬場10番の1地先 〕	国道27号遠敷橋から 北川幹川合流点まで

(2) 知事において水防警報を行う区域

九頭竜川幹川	〔 左岸 右岸 勝山市遅羽町下荒井橋から下流国土交通大臣管理区域まで 〕	
竹田川	〔 左岸 右岸 坂井市丸岡町川上北陸自動車道から九頭竜川合流点まで 〕	
日野川	〔 左岸 右岸 南条郡南越前町聖橋から下流国土交通大臣管理区域まで 〕	
足羽川	〔 左岸 右岸 今立郡池田町常安橋から池田町持越橋まで、福井市蔵向橋から日野川合流点まで 〕	
笹の川	〔 左岸 右岸 敦賀市小河口小河川合流点から日本海まで 〕	
南川	〔 左岸 小浜市中井五両森35字1-1 右岸 小浜市中井平野下30字30番 〕	以下日本海まで
荒川	〔 左岸 右岸 永平寺町松岡吉野12字18番1から足羽川合流点まで 〕	
兵庫川	〔 左岸 右岸 坂井市坂井町今井橋から竹田川合流点まで 〕	

赤根川	〔 左岸 右岸	飯降谷川合流点から清滝川合流点まで	
清滝川	〔 左岸 右岸	大野市稲郷橋から真名川合流点まで	
江端川	〔 左岸 右岸	福井市東大味町40字立石11番地先 福井市東大味町39字味味吉23番地の2地先	〕 から日野川合流点 まで
天王川	〔 左岸 右岸	丹生郡越前町七郷堰から日野川合流点まで	
浅水川	〔 左岸 右岸	鯖江市石切橋 福井市石切橋	〕 から日野川合流点まで
鞍谷川	〔 左岸 右岸	越前市新鞍谷橋から浅水川合流点まで	
吉野瀬川	〔 左岸 右岸	越前市岡本橋から日野川合流点まで	
井の口川	〔 左岸 右岸	敦賀市三味線川合流点から日本海まで	
耳川	〔 左岸 右岸	三方郡美浜町中寺19号字石田27-38 三方郡美浜町中寺2号字欠頭4-2	〕 から日本海まで
はす川	〔 左岸 右岸	三方上中郡若狭町倉見2号辻が鼻19-2 三方上中郡若狭町成願寺9号細ヶ前25-1	〕 から三方湖まで
遠敷川	〔 左岸 右岸	小浜市忠野集落下流から下流国土交通大臣管理区域まで	
佐分利川	〔 左岸 右岸	田井谷川合流点から日本海まで	
関屋川	〔 左岸 右岸	大飯郡高浜町向谷橋から日本海まで	

3.2 重要水防箇所

(1) 定義

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

重要水防箇所の評価基準については、以下のとおりである。

種別	重要度		要注意 区間
	A水防上最も重要な区間	B水防上重要な区間	
堤防高 (流下能力)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては、計画高潮位）が現状の堤防高を越える箇所。	計画高水流規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）と現状の堤防高との差が堤防の余裕高に満たない箇所。	
堤防断面	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。	
法崩れ・すべり	法崩れまたはすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	法崩れまたはすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。 法崩れまたはすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等から見て法崩れまたはすべりが発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
漏水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。 漏水の履歴はないが、破堤跡または旧川跡の堤防であること、あるいは基礎地盤および堤体の土質から見て漏水が発生する恐れがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるその対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所または仮締め切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸閘			陸閘が設置されている箇所。

(2) 県管理区間における重要水防箇所

県管理区間における重要水防箇所は、第1表および第2表のとおりである。

(3) 国管理区間における重要水防箇所

国管理区間における重要水防箇所は、第3表および第4表のとおりである。

第4章 予報および警報

4.1 気象庁が行う予報および警報

1) 気象庁が発表または伝達する注意報および警報

福井地方気象台は、気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）および水象の予報および警報等の防災気象情報の発表、伝達および解説を行う。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報および警報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報および特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類およびそれらの発表基準は、次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報、警報		一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報	概要
注意報	気象	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	高潮	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	津波	津波注意報	津波により災害が発生するおそれがあると予想したとき
警報	気象	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水	洪水警報 [※]	河川の上流域での降雨や融雪等による河川が増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	高潮	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	津波	津波警報または大津波警報（大津波警報を特別警報に位置付け）	津波により重大な災害が発生するおそれがある（または著しく大きい）と予想したとき

特別警報	気象	大雨特別警報	過去の多大な被害をもたらした現象に相当すると予想され、かつ、激しい雨がさらに降り続くと予想される場合に発表される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	高潮	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

※一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

市町を まとめた 地域	市町名	<大雨> (浸水害) 表面雨量 指数基準	<大雨> (土砂災害) 土壌雨量 指数基準	<洪水> 流域雨量 指数基準	<洪水> 複合基準	指定河川洪水予報 による基準
嶺北北部	福井市	9	79	七瀬川流域=10.5, 八ヶ川流域=5.2, 底喰川流域=7.5, 荒川流域=10.4, 一乗谷川流域=9.7, 芦見川流域=7.5, 羽生川流域=9, 上味見川流域=10.8, 狐川流域=6.6, 未更毛川流域=7, 志津川流域=10.4, 江端川流域=12, 朝六川流域=5.6, 天王川流域=17.4, 浅水川流域=24.3, 一光川流域=8.8, 大味川流域=10.8, 山内川流域=4.5	七瀬川流域=(5, 10.5), 底喰川流域=(5, 5.9), 荒川流域=(5, 9), 狐川流域=(5, 5.1), 志津川流域=(5, 10.4), 江端川流域=(5, 8.2), 朝六川流域=(5, 4.8), 一光川流域=(5, 8.8), 大味川流域=(7, 10.6), 日野川流域=(7, 38.4), 足羽川流域=(7, 26.6), 山内川流域=(5, 4.5)	九頭竜川[中角], 日野川下流[深谷], 日野川中流[糺橋], 足羽川[九十九橋]
	あわら市	9	88	観音川流域=7.9, 宮谷川流域=5.8, 熊坂川流域=5.1	観音川流域=(5, 7.9), 宮谷川流域=(5, 5.8), 竹田川流域=(7, 19.2)	竹田川[六日]
	坂井市	8	87	兵庫川流域=9.6, 田島川流域=4	—	九頭竜川[中角], 竹田川[六日]
	永平寺町	5	88	永平寺川流域=7, 犀川流域=4.1, 河内川流域=4.2, 荒川流域=5.9	永平寺川流域=(5, 7), 犀川流域=(5, 4), 河内川流域=(5, 3.4), 荒川流域=(5, 5.9)	九頭竜川[中角]
	越前町	6	75	天王川流域=15.6, 和田川流域=6.7, 越知川流域=9, 織田川流域=6.1	天王川流域=(5, 15.6), 越知川流域=(5, 9)	—
嶺北南部	鯖江市	9	77	浅水川流域=19.7, 穴田川流域=7.9, 鞍谷川流域=15.8, 河和田川流域=9, 吉野瀬川流域=10.8, 天神川流域=3.1, 神通川流域=5.4	浅水川流域=(7, 15.8), 鞍谷川流域=(5, 15.8), 河和田川流域=(7, 7.2), 日野川流域=(7, 27.9), 天神川流域=(7, 3)	日野川中流[糺橋]
	越前市	9	81	天王川流域=4.9, 浅水川流域=7.9, 鞍谷川流域=11.1, 服部川流域=8, 水間川流域=7.5, 月尾川流域=7, 吉野瀬川流域=10.8, 大塩谷川流域=5.9	天王川流域=(7, 4), 鞍谷川流域=(5, 11.1), 服部川流域=(5, 8), 水間川流域=(5, 7.5), 月尾川流域=(5, 6.1), 日野川流域=(7, 21.1)	日野川中流[糺橋]
	池田町	9	82	足羽川流域=21.2, 部子川流域=14.5, 水海川流域=12.2, 魚見川流域=14.1	足羽川流域=(7, 17), 部子川流域=(5, 14.5)	—
	南越前町	6	75	日野川流域=24.8, 清水川流域=4.2, 牧谷川流域=5.5, 奥野々川流域=4, 阿久和川流域=5.5, 鹿蒜川流域=8.1	日野川流域=(5, 13.4)	—

市町を まとめた 地域	市町名	<大雨> (浸水害) 表面雨量 指数基準	<大雨> (土砂災害) 土壌雨量 指数基準	<洪水> 流域雨量 指数基準	<洪水> 複合基準	指定河川洪水予報 による基準
奥越	大野市	9	82	赤根川流域=8.8, 石徹白川流域=20.4, 清滝川流域=11.6, 木瓜川流域=4.2	木瓜川流域=(5, 4.1)	—
	勝山市	7	82	九頭竜川流域=50.2, 岩屋川流域=7.9, 皿川流域=9.6, 滝波川流域=13.1, 暮見川流域=5.6, 浄土寺川流域=5.9, 淀川流域=4.1, 大蓮寺川流域=3.6	浄土寺川流域=(5, 5.9), 大蓮寺川流域=(6, 3.6)	—
嶺南東部	敦賀市	8	97	井の口川流域=9, 木ノ芽川流域=9.4, 黒河川流域=10.8	笙の川流域=(5, 21.3)	笙の川[呉竹]
	美浜町	9	88	耳川流域=15.8	—	—
	若狭町	6	105	野木川流域=7.4, 鳥羽川流域=8.4, はず川流域=14.4	はず川流域=(5, 14.4)	北川[高塚]
嶺南西部	小浜市	8	116	江古川流域=4.9, 多田川流域=5.2, 遠敷川流域=11.9, 野木川流域=6.6, 松永川流域=9.2	江古川流域=(5, 4.9), 多田川流域=(5, 5.2), 北川流域=(6, 20.5)	北川[高塚], 南川[和久里]
	おおい町	7	124	南川流域=14, 佐分利川流域=12.6	南川流域=(5, 14), 佐分利川流域=(5, 12.6)	—
	高浜町	10	116	子生川流域=7.1, 関屋川流域=9.2	—	—

- (注) (1) 表面雨量指数：短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標。
(2) 土壌雨量指数：降った雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標。
(3) 流域雨量指数：河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標。
(4) 各指数基準は1km四方毎に設定しているが、欄内の土壌雨量指数は市町内における基準値の最低値を示す。
(5) 「洪水の複合基準」は、(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を示す。
(6) 基準値における「…以上」の「以上」は省略
(7) 基準が設定されていない市町については、その欄を“—”で示す。
(8) 「指定河川洪水予報による基準」の「○○川[△△]」は、「指定河川である○○川」に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表することを意味する。

市町を まとめた 地域	市町名	<大雨> (浸水害) 表面雨量 指数基準	<大雨> (土砂災害) 土壌雨量 指数基準	<洪水> 流域雨量 指数基準	<洪水> 複合基準	指定河川洪水予報 による基準
嶺北北部	福井市	18	113	七瀬川流域=13.2, 八ヶ川流域=6.5, 底喰川流域=9.4, 荒川流域=13.1, 一乗谷川流域=12.2, 芦見川流域=9.4, 羽生川流域=11.3, 上味見川流域=13.5, 狐川流域=8.3, 未更毛川流域=8.8, 志津川流域=13.1, 江端川流域=15, 朝六川流域=7, 天王川流域=21.8, 浅水川流域=30.4, 一光川流域=11, 大味川流域=14, 山内川流域=6.6	七瀬川流域= (7, 13) , 底喰川流域= (7, 8) , 足羽川流域= (7, 31.5)	九頭竜川[中角], 日野川下流[深谷], 日野川中流[糺橋], 足羽川[九十九橋]
	あわら市	16	126	観音川流域=9.9, 宮谷川流域=7.3, 熊坂川流域=6.4	—	九頭竜川[中角], 竹田川[六日]
	坂井市	18	125	兵庫川流域=12.1, 田島川流域=5	—	九頭竜川[中角], 竹田川[六日]
	永平寺町	11	126	永平寺川流域=8.8, 犀川流域=5.1, 河内川流域=5.3, 荒川流域=7.4	永平寺川流域= (9, 8.7) , 犀川流域= (5, 4.5) , 河内川流域= (11, 5.3) , 荒川流域= (5, 6.6)	九頭竜川[中角]
	越前町	14	108	天王川流域=19.5, 和田川流域=8.4, 越知川流域=11.3, 織田川流域=7.7	天王川流域= (5, 17.5)	日野川中流[糺橋]
嶺北南部	鯖江市	17	111	浅水川流域=24.7, 穴田川流域=9.9, 鞍谷川流域=19.8, 河和田川流域=11.3, 吉野瀬川流域=13.6, 天神川流域=3.9, 神通川流域=7.4	浅水川流域= (7, 22.2) , 鞍谷川流域= (7, 17.8) , 河和田川流域= (7, 11.2) , 日野川流域= (7, 32.6) , 天神川流域= (7, 3.4)	日野川中流[糺橋] 足羽川[九十九橋]
	越前市	15	116	天王川流域=6.3, 浅水川流域=9.9, 鞍谷川流域=13.9, 服部川流域=10.1, 水間川流域=9.4, 月尾川流域=8.8, 吉野瀬川流域=13.6, 大塩谷川流域=7.4	天王川流域= (7, 5.6) , 鞍谷川流域= (7, 13.6) , 服部川流域= (7, 9) , 水間川流域= (7, 8.4) , 月尾川流域= (7, 6.8)	日野川中流[糺橋]
	池田町	12	118	足羽川流域=26.6, 部子川流域=18.2, 水海川流域=15.3, 魚見川流域=17.7	足羽川流域= (7, 23.9) , 部子川流域= (7, 16.3)	—
	南越前町	11	108	日野川流域=31.1, 清水川流域=5.3, 牧谷川流域=6.9, 奥野々川流域=5, 阿久和川流域=6.9, 鹿蒜川流域=10.2	—	日野川中流[糺橋]

市町を まとめた 地域	市町名	<大雨> (浸水害) 表面雨量 指数基準	<大雨> (土砂災害) 土壌雨量 指数基準	<洪水> 流域雨量 指数基準	<洪水> 複合基準	指定河川洪水予報 による基準
奥越	大野市	14	118	赤根川流域=11.0, 石徹白川流域=25.5, 清滝川流域=14.6, 木瓜川流域=5.2	—	—
	勝山市	11	118	九頭竜川流域=62.8, 岩屋川流域=9.9, 皿川流域=12.0, 滝波川流域=16.4, 暮見川流域=7.1, 浄土寺川流域=7.4, 淀川流域=5.1, 大蓮寺川流域=4.6	浄土寺川流域= (5, 6.6) , 大蓮寺川流域= (6, 4.6)	—
嶺南東部	敦賀市	14	122	井の口川流域=11.3, 木ノ芽川流域=11.8, 黒河川流域=13.6	—	筥の川[呉竹]
	美浜町	13	110	耳川流域=19.8	—	—
	若狭町	10	132	野木川流域=9.3, 鳥羽川流域=10.6, はず川流域=18	—	北川[高塚]
嶺南西部	小浜市	14	145	江古川流域=6.2, 多田川流域=6.5, 遠敷川流域=14.9, 野木川流域=8.3, 松永川流域=11.5	—	北川[高塚], 南川[和久里]
	おおい町	12	155	南川流域=17.6, 佐分利川流域=15.8	—	—
	高浜町	13	145	子生川流域=8.9, 関屋川流域=11.6	—	—

- (注) (1) 表面雨量指数：短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標。
(2) 土壌雨量指数：降った雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標。
(3) 流域雨量指数：河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標。
(4) 各指数基準は1 km 四方毎に設定しているが、欄内の土壌雨量指数は市町内における基準値の最低値を示す。
(5) 「洪水の複合基準」は、(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を示す。
(6) 基準値における「・・・以上」の「以上」は省略
(7) 基準が設定されていない市町については、その欄を“—”で示す。
(8) 「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川 [△△]」は、「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報、又は、氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを意味する。

(高潮注意報・警報発表基準)

市町を まとめた 地域	市町名	<高潮注意報> 潮位基準(標高)	<高潮警報> 潮位基準(標高)
嶺北北部	福井市	0.7 m	1.3 m
	あわら市	0.7 m	1.3 m
	坂井市	0.7 m	1.3 m
	越前町	0.7 m	1.3 m
嶺北南部	南越前町	0.7 m	1.0 m
嶺南東部	敦賀市	0.7 m	1.0 m
	美浜町	0.7 m	1.0 m
	若狭町	0.7 m	1.0 m
嶺南西部	小浜市	0.7 m	1.0 m
	おおい町	0.7 m	1.0 m
	高浜町	0.7 m	1.0 m

(注) (1) 基準値における「・・・以上」の「以上」は省略
 (2) 潮位の基準面は、東京湾平均海面(TP)である。

(大雨・高潮特別警報発表基準)

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降水量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合

(大雨警報・洪水警報等を補足する情報)

気象庁は、注意報、警報、特別警報を補足する情報として、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）の危険度分布、洪水警報の危険度分布および流域雨量指数の予測値を発表する。これらの概要は次のとおりである。

種類	内容
土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分 布)	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル (大雨警報 (浸水害)の 危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。

洪水キキクル (洪水警報の 危険度分布)	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数 の予測値	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</p>

(津波警報・注意報の種類)

(ア) 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ^(注)等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)		
		5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

※大津波警報を特別警報に位置付けている。

(注) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上

昇した高さをいう。

(イ) 津波警報等の留意事項等

- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。
- ・津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- ・どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市町村は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。
- ・大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

(ウ) 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 ^(注1)	各津波予報区の津波の到達予想時刻 ^(注2) や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類別の表に記載）を発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表 ^(注3)
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表 ^(注4)

(注1) 「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」（VTSE41）に含まれる。

(注2) この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

(注3) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

(注4) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値^(注)）の発表内容

発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

(注) 沿岸から距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(エ) 津波情報等の留意事項等

- ①津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
 - ・津波到達予想時刻は、津波予報区の中なかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ津波予報区の中なかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- ②各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
 - ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。
- ③津波観測に関する情報
 - ・津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
 - ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。
- ④沖合の津波観測に関する情報
 - ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。
 - ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(オ) 津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を発表する。

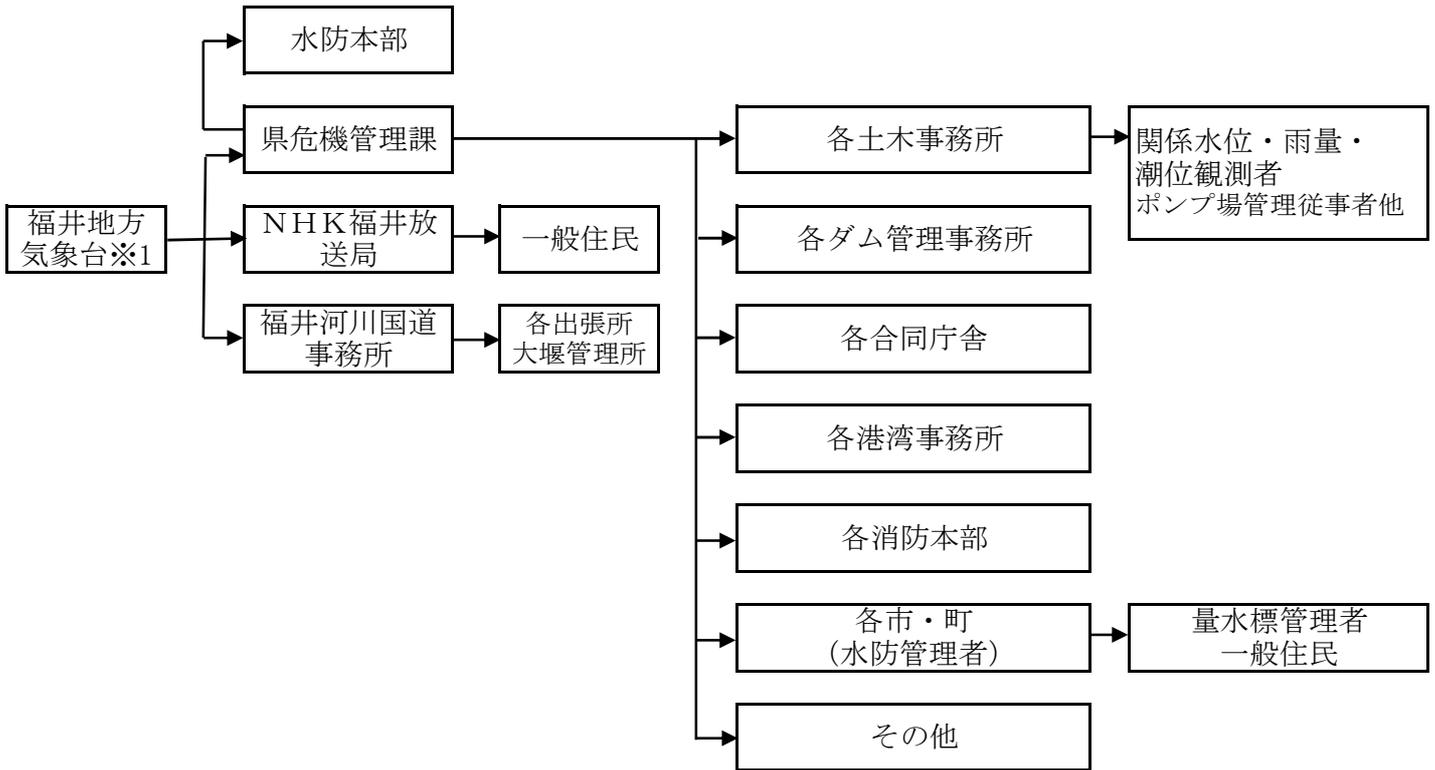
	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表します。
	20cm未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも20cm未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表します。
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っ ての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表します。

(気象庁が発表する特別警報) (参考)

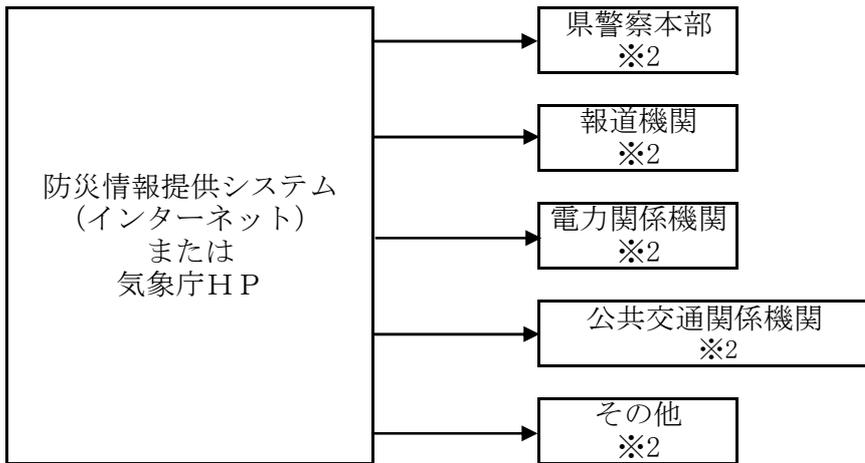
気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合として降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、大雨、津波、高潮等についての一般の利用に適合する警報(特別警報)をする。なお、津波については、既存の大津波警報が特別警報に位置付けられる。

また、水防活動用の特別警報は設けられていない。

2) 警報・注意報等の気象情報に関する伝達経路



※1 福井地方気象台の連絡先は、気象業務法施行令に定める通知先



※2 これらの機関は防災情報提供システム(インターネット)によるメール配信(各機関が必要な情報を登録)、または気象庁HPより入手する。

4.2 土砂災害警戒情報

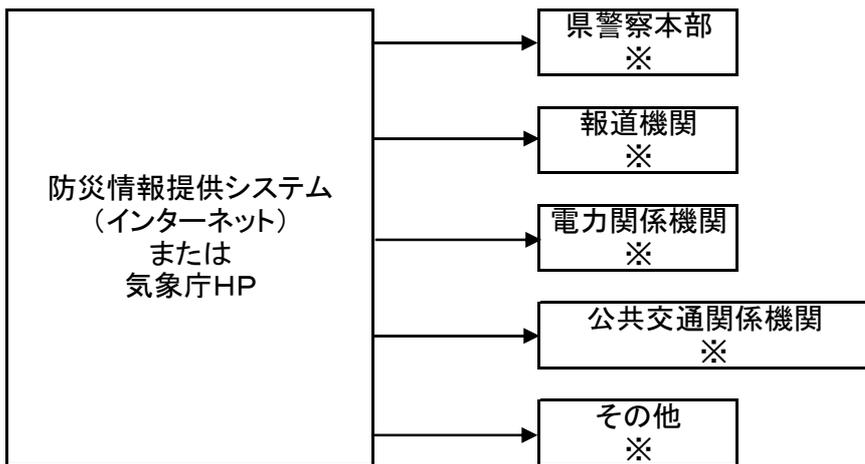
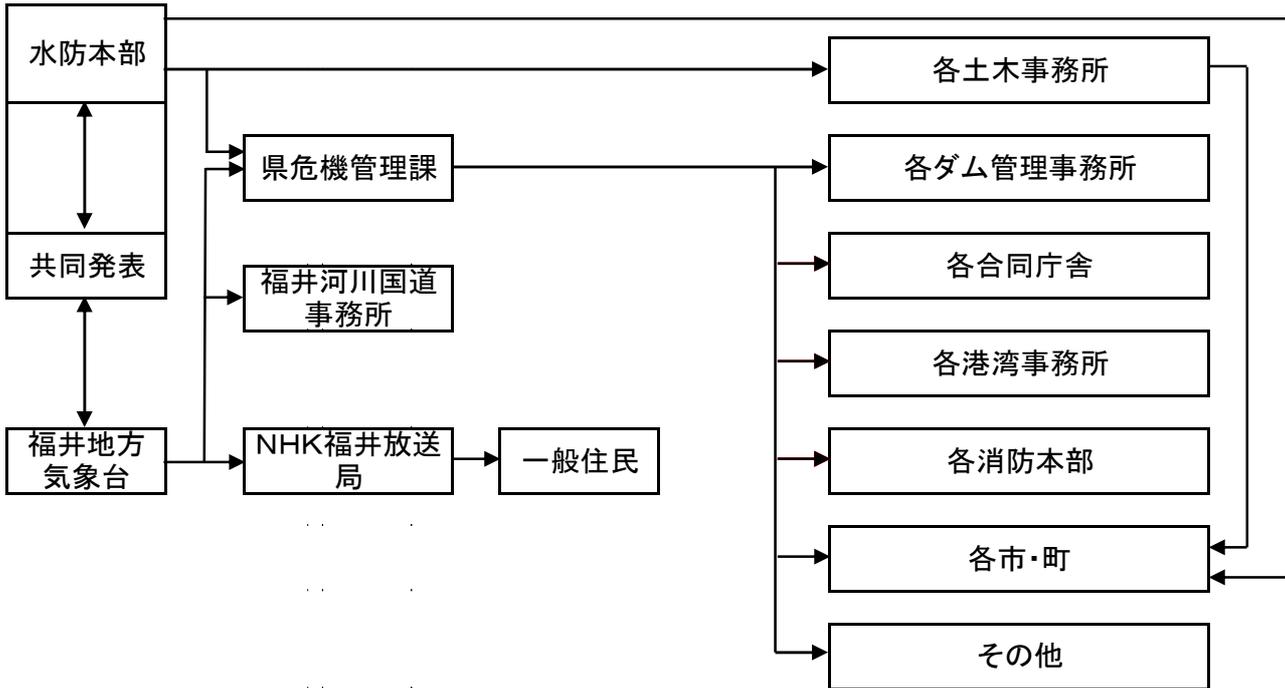
福井県と福井地方気象台は共同して、福井県土砂災害警戒情報に関する実施要領に基づき、大雨による土砂災害発生危険度の高まったとき、市町単位において土砂災害警戒情報の発表を行う。

また、発表した市町へ避難等の判断を支援することを目的に、直接助言（ホットライン）を行う。

1) 発表基準

種類	発表の基準
警戒基準	大雨警報または大雨特別警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測が、県で定める監視基準に達したとき
警戒解除基準	気象庁が作成する降雨予測が、県で定める監視基準を下回り、かつ短時間で再び基準を超過しないと予想されるとき

2) 土砂災害警戒情報に関する伝達経路



※ これらの機関は防災情報提供システム(インターネット)によるメール配信(各機関が必要な情報を登録)、または気象庁HPより入手する。

土砂災害警戒情報 連絡系統図は第30図のとおりである。

4.3 洪水予報河川における洪水予報

(1) 種類および発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、または知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者および量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものとする。

また、知事が指定した河川について通知をした知事は、避難情報発令の判断に資するため、関係市町長にその通知に係る事項を通知するものとする。加えて、関係市町に避難等の判断を支援することを目的に、直接助言（ホットライン）を行う。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

種類	発表基準
〇〇川氾濫注意情報（洪水注意報）	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
〇〇川氾濫警戒情報（洪水警戒報）	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
〇〇川氾濫危険情報（洪水警戒報）	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるときに発表される。 いつ氾濫してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
〇〇川氾濫発生情報（洪水警戒報）	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救難活動等が必要となる。 災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
〇〇川氾濫注意情報（警戒情報解除）	氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、基準水位観測所の水位が避難判断水位を下回ったとき（氾濫注意水位を下回った場合を除く）、又は、氾濫警戒情報発表中に、基準水位観測所の（水）の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達したときを除く）
〇〇川氾濫注意情報解除	氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、基準水位観測所の水位が氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

(2) 国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報
 福井河川国道事務所と福井地方気象台は共同して、洪水予報実施要領に基づき、次の河川の注意報および警報を行うものとする。

①洪水予報を行う河川名、区域

河川名	予報区域名	区域
九頭竜川	九頭竜川	左岸 福井県吉田郡永平寺町谷口1字総社山218番地先から海まで 右岸 福井県吉田郡永平寺町鳴鹿山鹿35字逆水沖5番1地先から海まで
日野川	日野川下流	左岸 福井県福井市朝宮町32字17番地先から九頭竜川合流点まで 右岸 福井県福井市種池町27字勘要道30番の1地先から九頭竜川合流点まで
北川	北川	左岸 福井県三方上中郡若狭町新道73号赤岩3番地先の瓜生大井根堰堤下流端から海まで 右岸 福井県三方上中郡若狭町瓜生78号の2番地先の瓜生大井根堰堤下流端から海まで
遠敷川		左岸 福井県小浜市遠敷112号鱒街道36番の1地先の国道27号遠敷橋から北川合流点まで 右岸 福井県小浜市国分47号馬場10番の1地先の国道27号遠敷橋から北川合流点まで

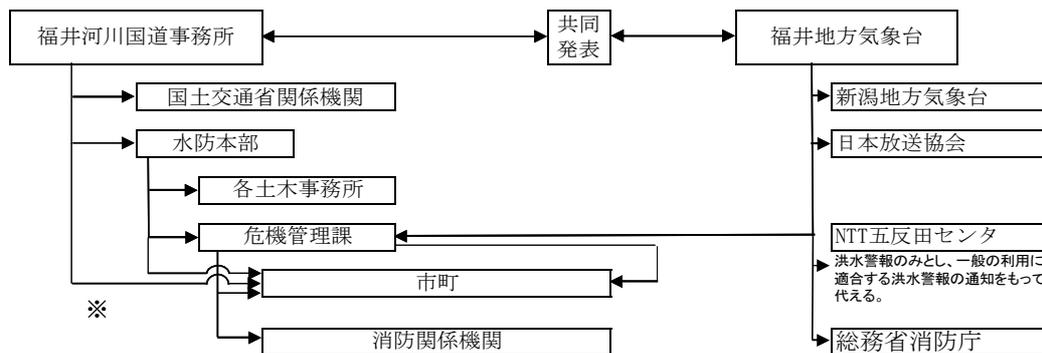
②洪水予報の対象となる基準観測所および洪水浸水想定区域

河川名	予報区域名	観測所名	地先名	水防団待機水位	氾濫注意水位(警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位	洪水浸水想定区域
九頭竜川	九頭竜川	中角	福井市中角町	5.00m	7.50m	8.50m	9.10m	福井市 坂井市 永平寺町 あわら市
日野川	日野川下流	深谷	福井市三ツ屋町	4.00m	6.00m	6.90m	7.50m	福井市
北川	北川	高塚	小浜市高塚	5.20m	6.80m	7.00m	7.70m	小浜市 若狭町
遠敷川								小浜市

③洪水予報の発表形式

発表形式は、各河川洪水予報実施要領のとおり。

④洪水予報の伝達経路



※ 法13条の4の通知

報道機関については、上に記載した日本放送協会のほか、その他の民間放送局及びラジオ放送局へ、別途気象庁システムにより配信している。

九頭竜川および北川の洪水予報伝達系統図は第31～32図のとおりである。

(3) 県と気象庁が共同で行う洪水予報

福井県と福井地方気象台は共同して、洪水予報実施要領に基づき、次の河川の洪水予報を行うものとする。

①洪水予報を行う河川名、区域

河川名	予報区域名	区域
足羽川	足羽川	左岸 福井市脇三ヶ町6字地先から日野川合流点まで 右岸 福井市篠尾町40字地先から日野川合流点まで (天神橋から日野川合流点まで)
竹田川	竹田川	坂井市丸岡町川上(北陸自動車道)から九頭竜川合流点まで
日野川	日野川 中流	南越前町・越前市境から国土交通大臣管理区域上流端まで
笙の川	笙の川	敦賀市小河口(小河川合流点)から日本海まで
南川	南川	左岸 小浜市中井五両森35字1-1から日本海まで 右岸 小浜市中井平野下30字30番から日本海まで

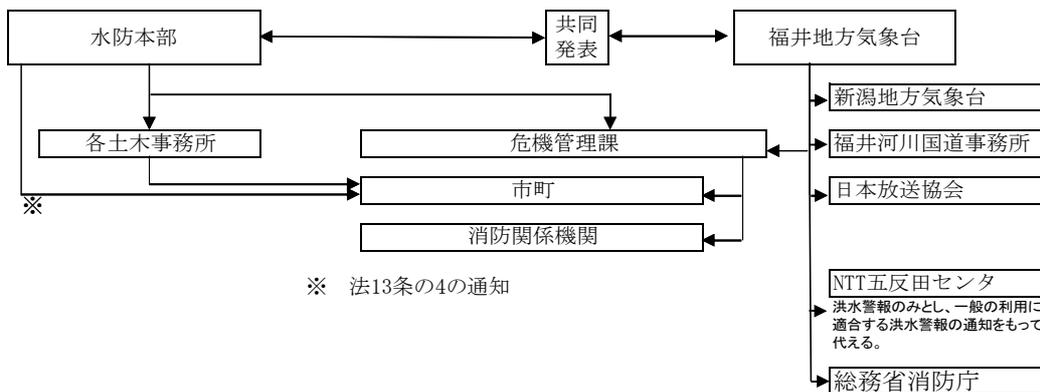
②洪水予報の対象となる基準観測所および洪水浸水想定区域

河川名	予報区域名	観測所名	地先名	水防団 待機水位	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難 判断水位	氾濫 危険水位	洪水浸水 想定区域
足羽川	足羽川	九十九橋	福井市 照手	3.50m	4.80m	6.80m	7.40m	福井市 鯖江市
竹田川	竹田川	六日	あわら市 市姫	3.50m	4.00m	4.20m	4.40m	坂井市 あわら市
日野川	日野川 中流	糺橋	鯖江市 糺町	3.20m	4.20m	4.60m	5.50m	福井市 鯖江市 越前市 南越前町 越前町
笙の川	笙の川	呉竹	敦賀市 呉竹町	1.30m	1.70m	2.20m	2.90m	敦賀市
南川	南川	和久里	小浜市 和久里	1.90m	3.50m	3.60m	4.40m	小浜市

③洪水予報の発表形式

発表形式は、各河川洪水予報実施要領のとおり。

④洪水予報の伝達経路



報道機関については、上に記載した日本放送協会のほか、その他の民間放送局及びラジオ放送局へ、別途気象庁システムにより配信している。

足羽川、竹田川、日野川、笙の川及び南川の洪水予報伝達系統図は第33～37図のとおりである。

4.4 水位周知河川における水位到達情報

(1) 種類および発表基準

知事は、指定した河川について、水位が避難判断水位および氾濫危険水位（法第13条第1項および第2項に規定される特別警戒水位）に達したときならびに氾濫が発生したときは、その旨を当該河川の水位を示して水防管理者および量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知するものとする。

また、知事が指定した河川について通知した知事は、避難情報発令の判断に資するため、関係市町長にその通知に係る事項を通知するものとする。加えて、関係市町に避難等の判断を支援することを目的に、直接助言（ホットライン）を行う。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

種類	発表基準
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（特別警戒水位）に到達したとき
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき

(2) 県が行う水位周知

福井県は、水位周知発表基準に基づき、次の河川の水位到達情報の通知を行う。

①水位到達情報の通知を行う河川名、区域

河川名	区域
九頭竜川幹川	左岸 勝山市遅羽町下荒井橋から下流国土交通大臣管理区域まで 右岸
日野川	左岸 南条郡南越前町聖橋から南越前町・越前市境まで 右岸
足羽川	左岸 今立郡池田町常安橋から池田町持越橋まで
	左岸 福井市蔵向橋から福井市天神橋まで 右岸
兵庫川	左岸 坂井市坂井町今井橋から竹田川合流点まで 右岸
荒川	左岸 吉田郡永平寺町松岡吉野12字18番1から足羽川合流点まで
	右岸 吉田郡永平寺町松岡吉野12字18番1から足羽川合流点まで
赤根川	左岸 大野市飯降谷川合流点から清滝川合流点まで 右岸
清滝川	左岸 大野市稲郷橋から真名川合流点まで 右岸
江端川	左岸 福井市東大味町40字立石11番地先から日野川合流点まで
	右岸 福井市東大味町39字味味吉23番地の2地先から日野川合流点まで
天王川	左岸 丹生郡越前町七郷堰から日野川合流点まで 右岸
浅水川	左岸 鯖江市石切橋から日野川合流点まで
	右岸 福井市石切橋から日野川合流点まで
鞍谷川	左岸 越前市新鞍谷橋から浅水川合流点まで 右岸
吉野瀬川	左岸 越前市岡本橋から日野川合流点まで 右岸
井の口川	左岸 敦賀市三味線川合流点から日本海まで 右岸
耳川	左岸 三方郡美浜町中寺19号字石田27-38から日本海まで
	右岸 三方郡美浜町中寺2号字欠頭4-2から日本海まで
鱒川	左岸 三方上中郡若狭町倉見2号辻が鼻19-2から三方湖まで
	右岸 三方上中郡若狭町成願寺9号細ヶ前25-1から三方湖まで
遠敷川	左岸 小浜市忠野集落下流から下流国土交通大臣管理区域まで 右岸
佐分利川	左岸 大飯郡おおい町田井谷川合流点から日本海まで 右岸
関屋川	左岸 大飯郡高浜町向谷橋から日本海まで 右岸

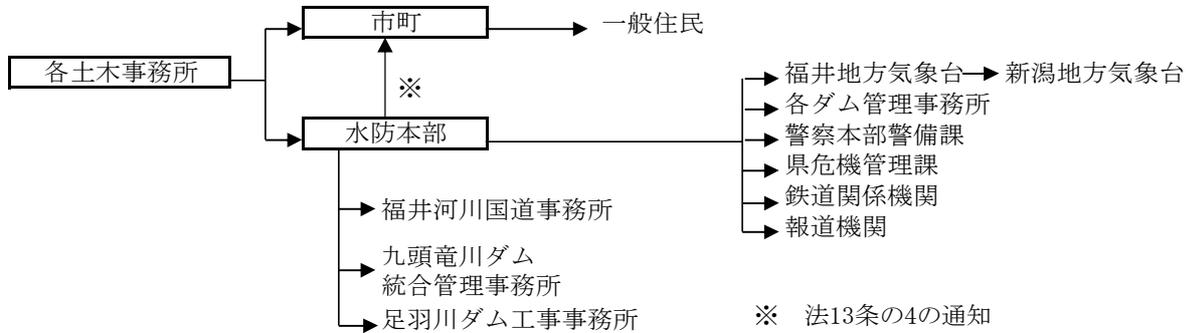
②水位到達情報の通知の対象となる基準観測所

河川名	所在地 (観測所名)	水防団 待機水位 (m)※1	氾濫 注意水位 (m)※2	避難 判断水位 (m)※3	氾濫 危険水位 (m)※4	関係水防 管理団体	水位到達情報 発表者(土木 事務所長)
九頭竜川 幹川	勝山市遅羽町比島 (比島)	3.60	4.60	4.70	5.30	勝山市 永平寺町	福井土木 奥越土木
日野川	南越前町鯖波 (聖橋)	2.10	2.90	3.00	3.40	越前市 南越前町	丹南土木
足羽川	池田町稲荷 (稲荷)	2.50	2.90	3.50	3.80	池田町 福井市	丹南土木 福井土木
	福井市朝谷 (朝谷)	1.20	2.50	2.70	3.50	福井市	福井土木
兵庫川	坂井市春江町井向 (下兵庫)	2.60	3.10	4.10	4.30	坂井市	三国土木
荒川	福井市原目町 (原目)	1.20	1.30	1.40	1.70	福井市 永平寺町	福井土木
赤根川	大野市中野 (大橋)	1.90	2.20	2.40	2.60	大野市	奥越土木
清滝川	大野市南新在家 (新在家)	1.20	1.50	1.60	1.90	大野市	奥越土木
江端川	福井市江端町 (江端)	1.70	2.60	3.20	3.90	福井市	福井土木
天王川	越前町宝泉寺 (宝泉寺)	2.00	2.60	2.70	3.70	福井市 越前町	福井土木 丹南土木
浅水川	鯖江市鳥羽町 (鳥羽)	4.40	4.90	5.10	6.10	福井市 鯖江市	福井土木 丹南土木
鞍谷川	越前市栗田部 (栗田部)	1.30	1.80	1.90	2.50	福井市 鯖江市 越前市	福井土木 丹南土木
吉野瀬川	越前市上太田 (上太田)	2.00	2.40	2.50	3.20	鯖江市 越前市	丹南土木
井の口川	敦賀市木崎 (四石橋)	1.00	1.70	2.10	2.40	敦賀市	敦賀土木
耳川	美浜町河原市 (河原市)	1.80	2.10	2.20	2.70	美浜町	敦賀土木
鱒川	若狭町鳥浜 (鳥浜)	1.00	1.20	2.30	2.50	若狭町	敦賀土木
遠敷川	小浜市遠敷 (遠敷)	2.50	2.80	2.90	3.60	小浜市	小浜土木
佐分利川	おおい町本郷 (本郷)	1.40	2.00	2.10	2.50	おおい町	小浜土木
関屋川	高浜町小和田 (小和田)	2.00	2.50	3.80	4.10	高浜町	小浜土木

(注) ※ 1 = 水防団待機水位 (通報水位)、※ 2 = 氾濫注意水位 (警戒水位)
 ※ 3 = 避難判断水位
 ※ 4 = 氾濫危険水位 (特別警戒水位) = (水防法第 13 条で規定される特別警戒水位)

③ 水位到達情報の通知の発表形式
 発表形式は、第五様式のとおり。

④ 水位到達情報の伝達経路



氾濫警戒情報、氾濫危険情報および氾濫発生情報の伝達系統図は第 40 図のとおりである。

4.5 水防警報

4.5.1 安全確保の原則

水防警報は、洪水、津波または高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の発表についても水防活動に従事する者の安全確保を念頭において通知するものとする。なお、津波到達時間が短く、津波到達までに水防警報が通知されない場合等であっても、水防活動に従事する者の安全確保を図るものとする。

4.5.2 洪水・高潮時の河川に関する水防警報

(1) 水防警報等に対する措置

知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき、または知事が指定した河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知するものとする。

(2) 国土交通省が行う水防警報

福井河川国道事務所長は法第16条の規定により、第3章の3.1の(1)項の地域に水害の起こるおそれがあるときは、水防警報を発し、直ちにその警報事項を水防本部へ通告する。詳細は九頭竜川、北川水防警報実施要領のとおりとする。

①水防警報を行う河川名、区域

河川名	区域
九頭竜川幹川	左岸 福井県吉田郡永平寺町谷口1字総社山218番地先から海まで 右岸 福井県吉田郡永平寺町鳴鹿山鹿35字逆水沖5番1地先から海まで
支川日野川	左岸 福井県福井市朝宮町32字17番地先から九頭竜川幹川合流点まで 右岸 福井県福井市種池町27字勘要道30番の1地先から九頭竜川幹川合流点まで
北川幹川	左岸 福井県三方上中郡若狭町新道73号赤岩3番地先の瓜生大井根堰堤下流端から海まで 右岸 福井県三方上中郡若狭町瓜生78号の2番地先の瓜生大井根堰堤下流端から海まで
支川遠敷川	左岸 福井県小浜市遠敷112号鰐街道36番の1地先の国道27号遠敷橋から北川幹川合流点まで 右岸 福井県小浜市国分47号馬場10番の1地先の国道27号遠敷橋から北川幹川合流点まで

②水防警報の対象となる基準観測所

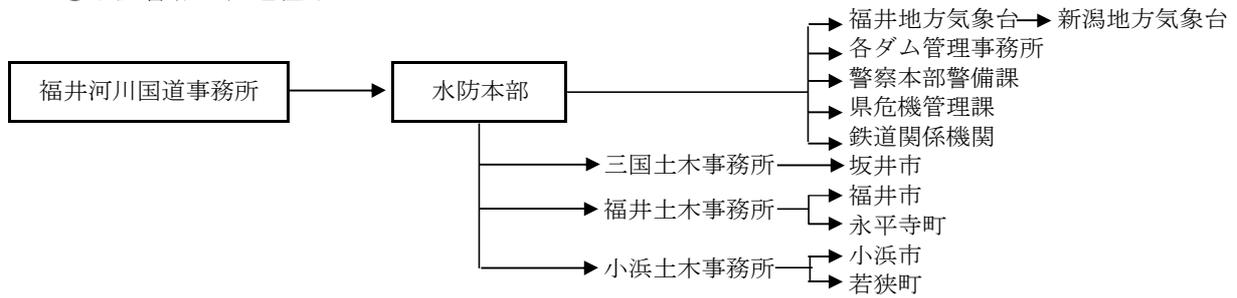
河川名	所在地 (観測所名)	水防団 待機水位 (m)※1	氾濫 注意水位 (m)※2	避難 判断水位 (m)	氾濫 危険水位 (m)	計画高 水位(m)	関係水防 管理団体	水防警報 発表者
九頭竜川 幹川	福井市 中角 (中角)	5.00	7.50	8.50	9.10	10.00	福井市 坂井市 永平寺町	国土交通省 福井河川国道 事務所長
支川 日野川	福井市 三ツ屋 (深谷)	4.00	6.00	6.90	7.50	8.75	福井市	
北川幹川	小浜市 高塚 (高塚)	5.20	6.80	7.00	7.70	8.67	小浜市 若狭町	
支川 遠敷川							小浜市	

(注) ※1 = 水防団待機水位 (通報水位)、※2 = 氾濫注意水位 (警戒水位)

③水防警報の発表形式

発表形式は、九頭竜川・北川水防警報実施要領のとおり。

④水防警報の伝達経路



国土交通大臣が行う水防警報の伝達系統図は第38図のとおりである。

(3) 県が行う水防警報

福井県は法第16条の規定により水防警報を発表する。

○ 水防警報の種類

種類	発表時期	内容
準備	気象予報および上流雨量により増水のおそれがあると認めるとき、または対象水位観測所の水位が水防団待機水位（通報水位）に達し、なお増水のおそれがあるときに発表する。	水防資材の点検、水門等の開閉準備、水防要員の召集準備をする。
出動	対象水位観測所の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお増水のおそれがあるとき、または上流の雨量ならびに水位により危険が予想されるときに発表する。	水防活動に出動する。
解除	対象水位観測所の水位が水防団待機水位（通報水位）以下になり、水防作業を必要としなくなったときに発表する。	水防活動を終了する。

(注) ただし、「準備」は省略することがある。

①水防警報を行う河川名、区域

河川名	区域
九頭竜川幹川	左岸 勝山市遅羽町下荒井橋から下流国土交通大臣管理区域まで 右岸
竹田川	左岸 坂井市丸岡町川上北陸自動車道から九頭竜川合流点まで 右岸
日野川	左岸 南条郡南越前町聖橋から下流国土交通大臣管理区域まで 右岸
足羽川	左岸 今立郡池田町常安橋から池田町持越橋まで 右岸
	左岸 福井市蔵向橋から日野川合流点まで 右岸
笙の川	左岸 敦賀市小河口小河川合流点から日本海まで 右岸
	左岸 小浜市中井五両森35字1-1から日本海まで 右岸 小浜市中井平野下30字30番から日本海まで
兵庫川	左岸 坂井市坂井町今井橋から竹田川合流点まで 右岸
	左岸 吉田郡永平寺町松岡吉野12字18番1から足羽川合流点まで 右岸
赤根川	左岸 大野市飯降谷川合流点から清滝川合流点まで 右岸
	左岸 大野市稲郷橋から真名川合流点まで 右岸
江端川	左岸 福井市東大味町40字立石11番地先から日野川合流点まで 右岸 福井市東大味町39字味味吉23番地の2地先から日野川合流点まで
	左岸 丹生郡越前町七郷堰から日野川合流点まで 右岸
浅水川	左岸 鯖江市石切橋から日野川合流点まで 右岸 福井市石切橋から日野川合流点まで
	左岸 越前市新鞍谷橋から浅水川合流点まで 右岸
吉野瀬川	左岸 越前市岡本橋から日野川合流点まで 右岸
	左岸 敦賀市三味線川合流点から日本海まで 右岸
耳川	左岸 三方郡美浜町中寺19号字石田27-38から日本海まで 右岸 三方郡美浜町中寺2号字欠頭4-2から日本海まで
	左岸 三方上中郡若狭町倉見2号辻が鼻19-2から三方湖まで 右岸 三方上中郡若狭町成願寺9号細ヶ前25-1から三方湖まで
遠敷川	左岸 小浜市忠野集落下流から下流国土交通大臣管理区域まで 右岸
	左岸 大飯郡おおい町田井谷川合流点から日本海まで 右岸
関屋川	左岸 大飯郡高浜町向谷橋から日本海まで 右岸

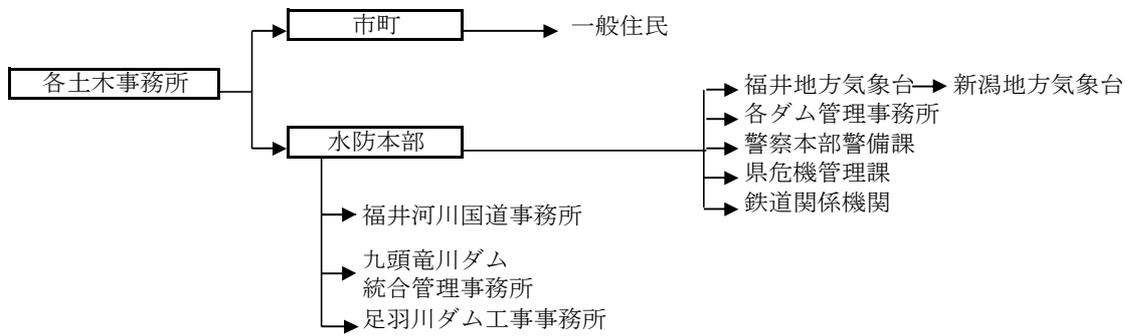
②水防警報の対象となる基準観測所

河川名	所在地 (観測所名)	水防団 待機水位 (m)※1	氾濫 注意水位 (m)※2	避難 判断水位 (m)	氾濫 危険水位 (m)	関係水防 管理団体	水防警報 発表者 (土木事務所長)
九頭竜川 幹川	勝山市遅羽町比島 (比島)	3.60	4.60	4.70	5.30	勝山市 永平寺町	福井土木 奥越土木
竹田川	坂井市丸岡町川上 (坪江)	1.90	2.20	—	2.80	坂井市	三国土木
	あわら市市姫 (六日)	3.50	4.00	4.20	4.40	あわら市 坂井市	
日野川	南越前町鯖波 (聖橋)	2.10	2.90	3.00	3.40	南越前町	丹南土木
	越前市中平吹 (中平吹)	2.50	3.50	—	4.00	越前市	丹南土木
	鯖江市糺町 (糺橋)	3.20	4.20	4.60	5.50	鯖江市	丹南土木
	福井市三尾野町 (三尾野)	3.50	5.50	6.50	7.00	越前町 福井市	丹南土木 福井土木
足羽川	池田町稲荷 (稲荷)	2.50	2.90	3.50	3.80	池田町 福井市	丹南土木 福井土木
	福井市朝谷 (朝谷)	1.20	2.50	2.70	3.50	福井市	福井土木
	福井市照手 (九十九橋)	3.50	4.80	6.80	7.40	福井市	福井土木
笙の川	敦賀市呉竹 (呉竹)	1.30	1.70	2.20	2.90	敦賀市	敦賀土木
南川	小浜市和久里 (和久里)	1.90	3.50	3.60	4.40	小浜市	小浜土木
兵庫川	坂井市春江町井向 (下兵庫)	2.60	3.10	4.10	4.30	坂井市	三国土木
荒川	福井市原目町 (原目)	1.20	1.30	1.40	1.70	福井市 永平寺町	福井土木
赤根川	大野市中野 (大橋)	1.90	2.20	2.40	2.60	大野市	奥越土木
清滝川	大野市南新在家 (新在家)	1.20	1.50	1.60	1.90	大野市	奥越土木
江端川	福井市江端町 (江端)	1.70	2.60	3.20	3.90	福井市	福井土木
天王川	越前町宝泉寺 (宝泉寺)	2.00	2.60	2.70	3.70	福井市 越前町	丹南土木 福井土木
浅水川	鯖江市鳥羽町 (鳥羽)	4.40	4.90	5.10	6.10	福井市 鯖江市	丹南土木 福井土木
鞍谷川	越前市栗田部 (栗田部)	1.30	1.80	1.90	2.50	福井市 鯖江市 越前市	丹南土木 福井土木
吉野瀬川	越前市上太田 (上太田)	2.00	2.40	2.50	3.20	鯖江市 越前市	丹南土木
井の口川	敦賀市木崎 (四石橋)	1.00	1.70	2.10	2.40	敦賀市	敦賀土木
耳川	美浜町河原市 (河原市)	1.80	2.10	2.20	2.70	美浜町	敦賀土木
鯖川	若狭町鳥浜 (鳥浜)	1.00	1.20	2.30	2.50	若狭町	敦賀土木
遠敷川	小浜市遠敷 (遠敷)	2.50	2.80	2.90	3.60	小浜市	小浜土木
佐分利川	おおい町本郷 (本郷)	1.40	2.10	2.10	2.50	おおい町	小浜土木
関屋川	高浜町小和田 (小和田)	2.00	2.50	3.80	4.10	高浜町	小浜土木

(注) ※1 = 水防団待機水位 (通報水位)、※2 = 氾濫注意水位 (警戒水位)
水防警報河川の区域図は位置図-1のとおり

③水防警報の発表形式
発表形式は、第四様式のとおり。

④水防警報の伝達経路



知事が行う水防警報の伝達系統図は第39図のとおりである。

4.5.3 津波に関する水防警報

(1) 種類および発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した海岸・河川について、水防警報の通知を受けたときまたは知事が指定した海岸・河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他、水防に関係のある機関に通知するものとする。

水防警報の種類、内容および発表基準は、次のとおりである。

種類	内容	発表基準
待機	水防団員の安全を確保した上で待機する必要がある旨を警告するもの。	津波警報等が発表され必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	津波警報等が解除され水防作業が安全に行える（時間的な猶予がある）状態で、かつ必要と認めるとき。
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したとき等、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

(2) 県が行う水防警報

①水防警報の発表形式

発表形式は、第七様式のとおり。

4.6 地震発生後の措置

土木事務所長等は、管轄区域および管轄区域近傍で震度4以上の地震が観測された場合、河川・湖沼・海岸およびダム等における管理上の点検結果により、水防活動が必要と判断されるときには速やかに水防体制をとること。

また、津波の場合も水防活動が必要と判断されたときは水防体制をとるものとする。

第5章 雨量・水位等の観測および通報

5.1 雨量の観測および入手

(1) 雨量観測所

県内の雨量観測所は、県管理の雨量観測所が81箇所ある。また、国土交通省管理の雨量観測所が27箇所、気象庁管理の雨量観測所が14箇所ある。

詳細は、第14～16表のとおりである。

(2) 雨量情報の入手

各土木事務所長および各ダム管理事務所長（以下「土木事務所長等」という。）は積極的に水防本部と連絡をとり、常に的確な気象状況を把握するとともに、管内雨量について福井県河川砂防総合情報システム等により情報を速やかに入手すること。

5.2 水位の観測および公表

(1) 水位観測所および映像監視所

県内の水位観測所は、県管理の水位観測所が187箇所ある。また、国土交通省管理の水位観測所が59箇所、鯖江市管理の水位観測所が2箇所、越前市管理の水位観測所が5箇所、南越前町管理の水位観測所が1箇所、越前町管理の水位観測所が1箇所、美浜町管理の水位観測所が8箇所ある。

また、県内の河川の映像監視所は、県管理の映像監視所が93箇所、国土交通省管理の映像監視所が58箇所、鯖江市管理の映像監視所が2箇所、越前市管理の映像監視所が5箇所、南越前町管理の映像監視所が2箇所、美浜町管理の映像監視所が8箇所、おおい町管理の映像監視所が1箇所ある。

詳細は、第11・12・13・17・18表のとおりである。

(2) 水位の監視

水防管理者または量水標管理者は気象状況等により、出水のおそれを察知したときは、水防団待機水位（通報水位）に達した時後の水位変動等を監視する。

(3) 水位の報告

土木事務所長等は水位情報について福井県河川砂防総合情報システム等により管内の水位情報を速やかに入手すること。福井県河川砂防総合情報システムが故障のときは、水位観測所一覧表（第11・12・13表）の観測所について、電話または県防災行政無線（FAXを含む）を使って、第六様式により（4）のとおり報告を行うこと。

(4) 福井県河川砂防総合情報システムが故障のときの報告内容

- イ 水防団待機水位（通報水位）に達した時より始め、この水位以下に下まわるまでの間、
毎時
- ロ 氾濫注意水位（警戒水位）に達した時間

- ハ 氾濫危険水位（特別警戒水位）に達した時間
- ニ 最高水位
- ホ 氾濫注意水位（警戒水位）を下回った時間
- ヘ 水防団待機水位（通報水位）を下回った時間

（5）水位の公表

福井県の管理する水位観測所の水位および映像監視所の画像については、インターネットや地上デジタル放送により公表する。

（6）欠測時の措置

- ①福井県の管理する水位観測所において欠測が生じ、水位の通報及び公表ができない状況であることが判明した場合は、速やかに欠測等の原因を究明し早期の復旧に努めるとともに、その状況を関係機関等に速やかに周知する。
- ②欠測等により水位の通報及び公表ができない観測所を代替する観測所がある場合は、合わせて関係機関等に周知する。

5.3 水位、雨量、潮位情報等の通報

（1）水位、雨量、潮位の速報

水位、雨量、潮位、その他水防のための緊急通信は、各通信網の利用により速報に努めること。

（2）情報の相互提供

福井県および福井地方气象台、福井河川国道事務所、警察本部、電力会社等に集められた水位、流量、雨量、潮位、最大風速等の資料で必要なものについては、相互に提供しあうものとする。

（3）下流および近隣市町への連絡

同一河川沿いの水防管理団体は、出水の際、自己の管轄内の量水標水位が水防団待機水位（通報水位）に達し、さらに上昇すると予想される場合、直ちに直下流および影響が及ぶと思われる近隣水防管理団体にその水位を通報するものとする。氾濫注意水位（警戒水位）に達した時および、水防団待機水位（通報水位）以下に低下したときも同様とする。

第6章 気象予報等の情報収集

気象予報、雨量、河川の水位、潮位、波高等については、以下のウェブサイトから確認することができる。

(1) 気象情報

気象庁

- ・ 福井県の防災情報

https://www.jma.go.jp/bosai/#area_type=offices&area_code=180000&pattern=default

- ・ 雨雲の動き（ナウキャスト（雨雲の動き・雷・竜巻）

<https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/#zoom:7/lat:35.263562/lon:136.702881/colordepth:normal/elements:hrpns>

- ・ 洪水警報の危険度分布

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood/zoom:7/lat:35.263562/lon:136.697388/colordepth:normal>

- ・ 大雨警報（浸水害）の危険度分布

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund/zoom:7/lat:35.263562/lon:136.697388/colordepth:normal>

- ・ 大雨警報（土砂災害）の危険度分布

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land/zoom:7/lat:35.263562/lon:136.697388/colordepth:normal>

福井地方气象台

<https://www.data.jma.go.jp/fukui/index.html>

(2) 雨量・河川水位

国土交通省

- ・ 川の防災情報

【PC版】 <https://www.river.go.jp/portal>

【スマートフォン版】 <https://river.go.jp>

【携帯版】 <https://i.river.go.jp/>

- ・ 川の水位情報（一財）河川情報センター
（簡易型河川監視カメラ、危機管理型水位計）

<https://k.river.go.jp>

福井県

- ・福井県防災ネット

https://www.bousai.pref.fukui.lg.jp/dis_portal/index.html

- ・福井県河川・砂防総合情報システム(土砂災害情報システムを含む)

【PC 版】 <https://sabo.pref.fukui.lg.jp>

【スマートフォン版】 <https://sabo.pref.fukui.lg.jp/sp/>

- ・i-ame メール (福井県河川・砂防総合情報メール)

【携帯版】 <http://i-ame.ame.pref.fukui.lg.jp/>

NHK

- ・NHK地上デジタル放送

(3) 潮位・波高

国土交通省

- ・海の防災情報 (全国港湾海洋波浪情報網)

【PC 版】 <https://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/>

【スマートフォン・携帯版】 <https://nowphas.mlit.go.jp/>

国土交通省防災情報提供センター

- ・潮位情報リンク

<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=tidelevel>

気象庁

- ・防災気象情報 潮位観測情報

<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#5/34.5/137/&contents=tidelevel>

- ・波浪に関するデータ

<https://www.data.jma.go.jp/kaiyou/shindan/index.html>

第7章 ダム・水門等の操作

7.1 ダム・水門等の施設

ダム・水門・閘門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、水防時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

7.2 操作員の安全確保

河口部・海岸部の水門・閘門の管理者は、津波警報が発表された場合には安全確保のため直接操作をさせないなど、操作員の安全確認を最優先にしたうえで、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

7.3 各施設の操作および連絡

ダム、水門、閘門、溜池等の管理者（操作担当者を含む）は洪水の通知を受けた後は、水位の変動を監視するとともに、必要に応じて、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。なお、各施設の操作については管轄土木事務所と相互に緊密に連絡をとること。

特に水門等の排水ポンプについては上下流の水位の状況を把握し、堤防から水があふれる、または堤防の決壊等の危険が生ずる恐れのある時は、排水ポンプの運転を停止すること。

ダム管理事務所長の行うダムの操作については、ダム操作規則に基づくほか、洪水に関する通報を受けた場合は水防本部の指示を受け、相互に緊密な連絡をとり操作の万全を期すること。

ダム、水門等の管理者は、各施設の操作規則等に基づき、放流等の情報を直ちに管轄土木事務所、下流地域の水防管理団体等に迅速に連絡をとること。

7.4 操作規則

(1) 排水ポンプ場（排水機場）

- ① 狐川排水機場操作規則（抜粋）・・・・・・・・・・・・・・・・法令－116
- ② 江端川第一および第二排水機場操作規則（抜粋）・・・・・・・・法令－117
- ③ 荒川第一および第二排水機場操作規則（抜粋）・・・・・・・・法令－118
- ④ 福井県河川陸閘操作規則（抜粋）・・・・・・・・・・・・・・・・法令－119～120

(2) ダム

- ① 笹生川ダム操作規則（抜粋）・・・・・・・・・・・・・・・・法令－121～122
- ② 広野ダム操作規則（抜粋）・・・・・・・・・・・・・・・・法令－123～124
- ③ 榊谷ダム操作規則（抜粋）・・・・・・・・・・・・・・・・法令－125～126
- ④ 龍ヶ鼻ダム操作規則（抜粋）・・・・・・・・・・・・・・・・法令－127～128
- ⑤ 永平寺ダム操作規則（抜粋）・・・・・・・・・・・・・・・・法令－129
- ⑥ 浄土寺川ダム操作規則（抜粋）・・・・・・・・・・・・・・・・法令－130～131
- ⑦ 大津呂ダム操作規則（抜粋）・・・・・・・・・・・・・・・・法令－132
- ⑧ 河内川ダム操作規則（抜粋）・・・・・・・・・・・・・・・・法令－133

(3) 排水ポンプ車

- ① 福井県所有災害対策用排水ポンプ車運用要領・・・・・・・・法令－134

第8章 通信連絡

8.1 土木事務所、ダム管理事務所、市町、消防本部等への通信

各土木事務所、各ダム管理事務所、各市町、各消防本部等、水防に関する通信は、県防災行政無線を利用するものとし、その通信経路は福井県防災情報ネットワーク回線構成図のとおりとする。

(付図－1)

8.2 災害時優先通信の取扱い

災害等により電話が混み合った場合には、発信規制や接続規制といった通信規制（大規模災害時は約90%以上の制限が行われることがある）が行われるため、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続が困難となる。これを回避するため、水防上緊急を要する場合、水防関係機関は、法第27条第2項及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第8条第1項に基づき災害時優先通信を利用することができる。

利用にあたっては、電気通信事業者へ事前の申し込みが必要となるため、必要な電話回線をあらかじめ登録しておくとともに、どの電話機が災害時優先通信を利用できるのかをわかるようにしておく。

8.3 その他の通信施設の使用

その他一般加入電話による通信不能または特に緊急を要する場合は、専用電話、無線等の通信施設を有する機関の施設を使用することができる。

第9章 水防施設および輸送

9.1 水防倉庫および資器材

- ①県は、水防管理団体および水防協力団体の備蓄資器材では不足するような緊急の場合に際し、応急支援するため資器材を備蓄するものとする。
- ②指定水防管理団体は、水防倉庫を設け、おおむね次表に示す資器材を備蓄するように努めるものとする。なお、水防管理者が地勢その他の状況により必要があると認めるときは、その数量を増減することができる。
- ③水防管理者は、備蓄資器材では不足するような緊急事態に際して、国の応急復旧用資器材または県の備蓄資器材を福井河川国道事務所長または土木事務所長の承認を受けて使用することができる。なお、福井河川国道事務所長および土木事務所長は、予備鍵の貸与等をあらかじめ水防管理者と協議して、緊急時に迅速な対応ができるよう努めるものとする。
- ④水防管理者は、資材の確保のため重要水防区域近在の竹、立木、木材等の有無および各農家、農業関係倉庫等の手持量の調査確認に努め、緊急時に調達および補給に備えること。また、備蓄資器材が使用または損傷により不足を生じた場合は直ちに補充しておくものとする。
- ⑤県内の水防倉庫および備蓄資器材は、第9・10表のとおりである。

○水防倉庫資材整備標準

品 目	数 量	品 名	数 量
土のう用袋	1,000 枚	大型照光灯	3 個
大型土のう用袋	100 枚	カ ス ガ イ	若干
縄	10 玉	ク ワ	5 丁
む し ろ	100 枚	鎌	5 丁
杉丸太 4m～3m 末口 9cm	100 本	斧	2 丁
杉丸太 4m～3m 末口 12cm	100 本	の こ ぎ り	3 丁
モ ッ コ	30 荷	ペ ン チ	3 丁
担 棒	20 本	ス コ ッ プ	20 丁
金 槌	3 丁	バ ケ ッ ツ	3 個
十番鉄線	50 kg	マニラロープ 200m 径 18mm	1 巻

9.2 輸送の確保

- ①非常の際、水防資器材、作業員その他の輸送を確保するため、土木事務所長は、管轄水防管理団体との輸送および水防管理団体相互間の輸送を確保するため、あらゆる事態を考慮して万全の措置を講じておくこと。また水防管理団体は、管轄の重要水防区域においてあらゆる状況を推定して万全の措置を講じておくこと。
- ②近距離輸送のため、トラックその他輸送車の配備を計画しておくものとする。

第10章 水防活動

10.1 水防配備体制

(1) 県水防本部の配備体制

県は、水防に関する警報・注意報等により、洪水、津波または高潮のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は、県水防本部により水防事務を処理するものとする。

配備体制の発令は、水防本部長が行うものとする。ただし、現地指導本部長は、自らの管轄水防区域の状況を考慮して、あらかじめ各配備区分における出動人員を定めておくとともに、緊急に必要があると認めたときは、独自の判断により配備の発令および体制の強化を行う。

この場合は、直ちに水防本部長に報告するものとする。

配備体制	配 備 基 準
準備体制	(1) 大雨、洪水のいずれかの注意報が県下に発表された場合
注意体制	(1) 大雨、洪水、高潮のいずれかの注意報が県下に発表され、さらに警報に切り替わると予想される場合 (2) 基準地点の水位が水防団待機水位(通報水位)を上回り、さらに上昇するおそれがある場合
警戒体制	(1) 大雨、洪水のいずれかの警報が県下に発表された場合 (2) 基準地点の水位が避難判断水位に達した場合、または、氾濫注意水位(警戒水位)を上回り、さらに上昇するおそれがある場合
活動体制	(1) 津波注意報が県下に発表された場合 (2) 高潮警報が県下に発表された場合 (3) 基準地点の水位が氾濫危険水位(特別警戒水位)に達した場合、または、避難判断水位を上回り、さらに上昇するおそれがある場合 (4) 土砂災害警戒情報を発表した場合、または、土砂災害警戒情報を発表する可能性が高まった場合 (5) 記録的短時間大雨情報が発表された場合 (6) 大規模な災害が発生し、または発生するおそれがある場合 (7) 広範囲にわたる災害が発生し、または発生するおそれがある場合
非常体制	(1) 大規模かつ広範囲にわたる災害が発生し、または発生するおそれがある場合 (2) 特別警報(大雪を除く。)が県下に発表された場合 (3) 津波警報または大津波警報が県下に発表された場合

(2) 水防管理団体の配備体制

①水防管理団体の配備体制

水防管理団体の配備体制については、福井県の配備体制に準ずるものとし、水防管理者があらかじめその体制を整備するとともに、水防計画に明記すること。

②水防団および消防団の配備体制

配備体制に入る時期および解除については、水防管理者は土木事務所長の発する水防警報、その他状況判断の上に自主的に行うものとする。

③水防管理者は水防団および消防機関を出動させたときは直ちに水防本部へ連絡すること。

④水防上緊急を要するとき水防本部長は法第30条に基づき必要な指示をする。

配備区分	配備基準	配備体制
準備	1.河川水位が水防団待機水位（通報水位）に達してなお上昇の恐れがあり、かつ出動の必要が予測されるとき。 2.気象状況等により高潮および津波の危険が予想されるとき。	水防団または消防機関は出動準備をする。
出動	1.河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがあり危険を予知したとき 2.潮位が上昇し、気象条件等により危険を認めるとき。	水防団または消防機関は、予め定められた計画に従い、出動し、警戒配備につく。
解除	水防管理者が解除の指令をしたとき	

10.2 巡視および警戒

(1) 平常時

水防管理者、水防団長または消防機関の長（以下この章において「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川、海岸、堤防・津波防護施設等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸、堤防・津波防護施設等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に連絡するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に連絡するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後、高潮や津波終息後などに、重要水防箇所または洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて、河川、海岸等の管理者に立会または共同で行うことを求めることができるものとする。この際、水防団員等が立会又は共同で行うことが望ましい。

(2) 出水時

(ア) 洪水

水防管理者等は、県から水防警報等を通知されたときは、河川、海岸等の監視および警戒をさらに厳重にし、第2表に定める重要水防箇所を中心として巡視するものとする。また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに現地指導本部長および河川等の管理者に連絡し、現地指導本部長は水防本部長に報告するものとする。ただし、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、または越水・溢水もしくは異常な漏水を発見したときは、10.6に定める決壊等の通報およびその後の措置を講じなければならない。

- ①堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- ②堤防の上端の亀裂または沈下
- ③川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂または欠け崩れ
- ④居住地側堤防斜面の漏水または飽水による亀裂および欠け崩れ
- ⑤水門の両軸または底部よりの漏水と扉の締まり具合
- ⑥橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

(イ) 高潮

水防管理者等は、福井県から水防警報等が通知されたときは、高潮襲来までの時間的余裕を十分考慮して海岸等の監視および警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視するものとする。また、次の状態に注意し、異常を発見したときは自身の安全および避難を優先して水防作業を実施するとともに、現地指導本部長および海岸等の管理者に連絡し、現地指導本部長は水防本部長に報告するものとする。

- ①堤防から水があふれるおそれのある箇所の潮位の上昇
- ②堤防の上端の亀裂または沈下
- ③海側また川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂または欠け崩れ
- ④居住地側堤防斜面の漏水または飽水による亀裂および欠け崩れ
- ⑤水閘門の両軸または底部よりの漏水と扉の締まり具合
- ⑥橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

10.3 水防作業

(1) 工法の選定および習熟

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、または被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域および水防工法に使用する材料等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。当初施行の工法で効果が認められないときは、これに代わるべき工法を次々に行い、被災防止に努めること。

また、水防管理者は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

(2) 水防団員の安全確保

水防作業を実施する際、水防団員は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、水防団員が自身の安全を確保できないと判断したときには、自身の避難を優先する。

10.4 緊急通行

(1) 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

(2) 損失補償

水防管理団体は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

10.5 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員または消防機関に属する者は警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、もしくは制限し、またはその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、水防団長、水防団員または消防機関に属する者がいないとき、またはこれらの者の要求があったときは、警察官は、水防団長、水防団員または消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。(法第21条)

10.6 避難のための立ち退き

①洪水、津波または高潮等により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた県の職員または水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、テレビ、ラジオ、信号あるいは広報網その他の方法により避難のため立ち退くべきことを指示することができる。

水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。

②水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を現地指導本部長に速やかに報告し、現地指導本部長は水防本部長に報告するものとする。

③水防管理者は、警察署長と協議の上、あらかじめ危険が予想される区域について、避難計画を作成し、避難場所、避難経路その他必要な事項を定め、一般に周知しておくものとする。

10.7 決壊・越水等の通報およびその後の措置

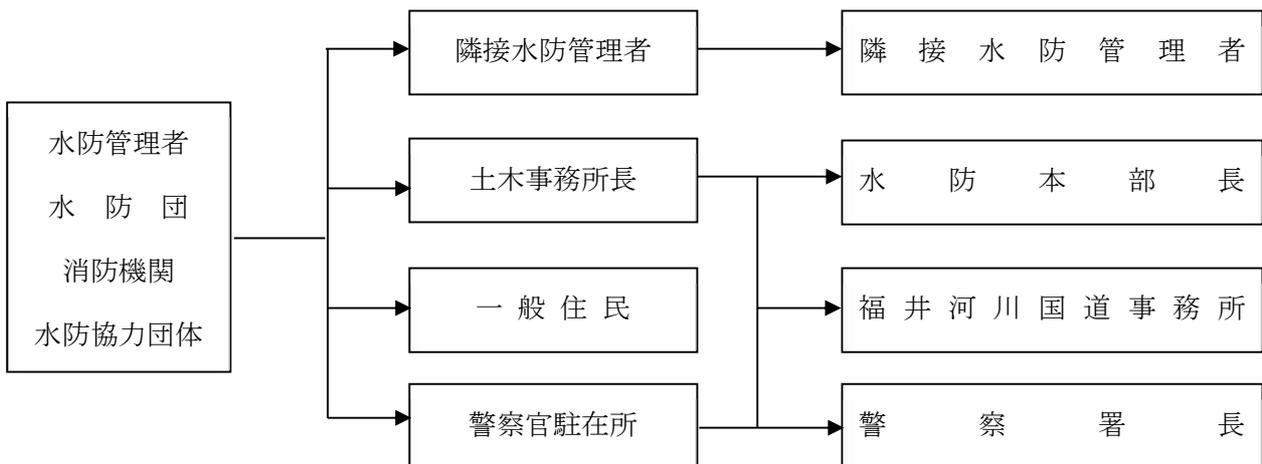
(1) 決壊・越水等の通報

水防に際し、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、または越水・溢水もしくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長または水防協力団体の代表者は、直ちに関係者(関係機関・団体)に通報するものとする。

通報を受けた河川管理者は水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には市町長に避難情報の発令に資する事象として情報提供するものとする。

(2) 決壊・漏水等の通報系統

決壊・漏水等の通報系統は、次のとおり。



(3) 決壊等後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、または水防管理者、水防団長、消防機関の長および水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

10.8 水防配備の解除

(1) 県の配備体制の解除

水防本部長は、水防警報河川の水位が水防団待機水位以下に低下し、かつ危険がなくなったとき、津波または高潮のおそれなくなったとき等、配備の必要がなくなったと認めたときは、水防の配備体制を解除し、これを関係機関に通知するものとする。

(2) 水防管理団体の配備体制の解除

① 水防管理団体の配備体制の解除

水防管理者は、水防警報河川の水位が水防団待機水位以下に低下し、かつ危険がなくなったとき、津波または高潮のおそれなくなったとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

なお、配備体制を解除したときは、現地指導本部長を通じ水防本部に報告するものとする。

② 水防団および消防団の配備体制の解除

水防団および消防団の配備体制の解除は、水位が低下して水防活動の必要がなくなり、水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、水防団員および消防団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資器材および作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。

また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に戻すものとする。

第11章 水防信号、水防標識等

11.1 水防信号

知事の定める水防信号は、次のとおりとする。

第1信号 氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの

第2信号 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの

第3信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

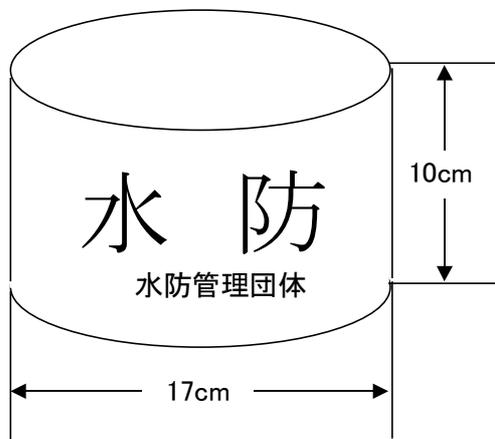
	警鐘信号	サイレン信号
第1信号	○-休-○-休-○-休-○ 一点ずつ	なし
第2信号	○-○-○ ○-○-○ ○-○-○ 三点連打	約 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 ○-休止○-休止○-休止○-休止
第3信号	○-○-○-○ ○-○-○-○ 乱打	約 3秒 2秒 3秒 2秒 3秒 2秒 3秒 2秒 ○-休止○-休止○-休止○-休止
備考	備考 1 信号は適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。	

11.2 水防標識

水防作業を性格、迅速、かつ規則正しい団体行動をとらせるため、次の標識を定める。

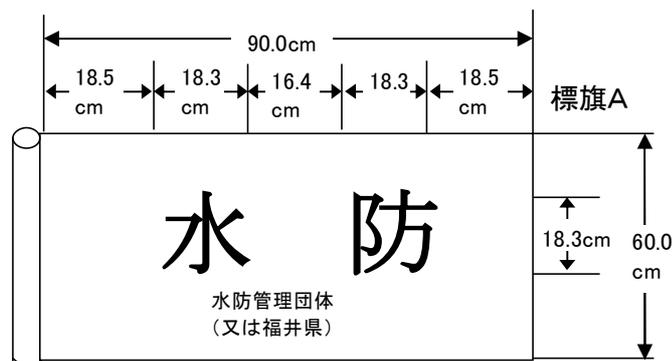
(1) 水防員の標識

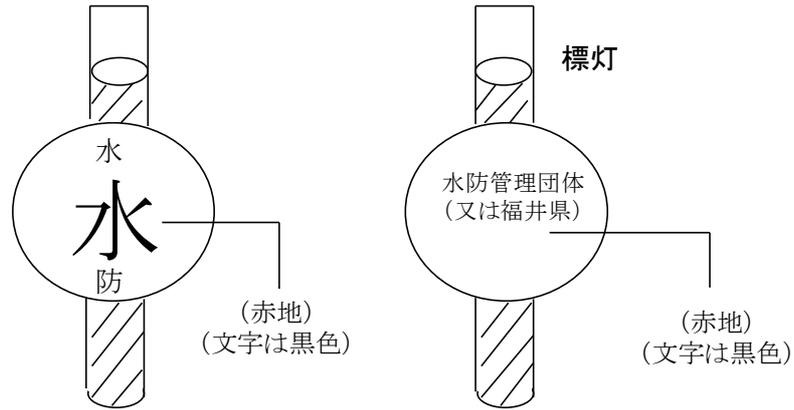
左腕に、腕章を付ける。



(2) 屯所の標識

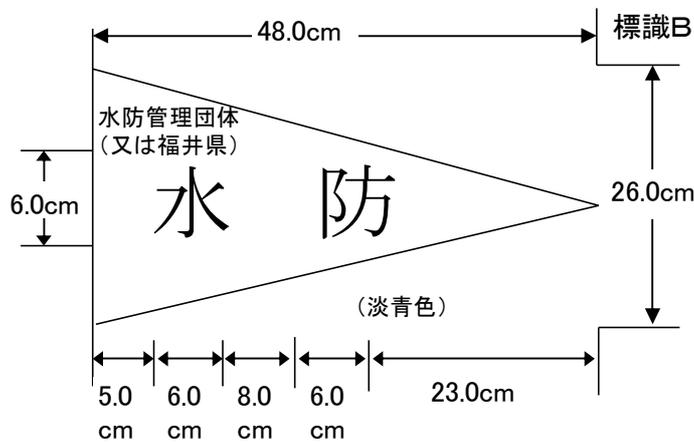
昼間は標旗Aを掲げ、夜は「標灯」を掲げる。





(3) 緊急自動車優先通行標識

水防用緊急自動車として使用する車は予め警察本部長の指導を受け、下記の標識を設置する。



(4) 委任者が着用する水防標識

水防管理者から委任を受けた者が着用する水防活動者腕章及び建設機械に提示する横断幕は、当該水防管理者が定めるものとする。

11.3 身分証票

(1) 県の職員の身分証票

法第49条第2項による本県職員の身分証票は次のとおりである。

	<div style="display: flex; justify-content: space-between; border-bottom: 1px solid black; padding-bottom: 5px;"> 8.4cm 6cm </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; padding: 10px;"> <div style="text-align: left;"> <p>氏名</p> <p>福井県 生年月日</p> </div> <div style="font-size: 2em; font-weight: bold; text-align: center;">水</div> <div style="text-align: right;"> <p>第 身分水防公認証 号 (職名)</p> </div> </div>	裏	<ol style="list-style-type: none"> 1. 記名以外の者の使用を禁ず。 2. 本証の身分に変更があったときは速やかに訂正を受けること。 3. 本証の身分を失った時は、直ちに本証を返還すること。 4. 本証は水防法第49条第2項による立合人証である。
--	---	---	--

注 水の文字はうすい水色

(2) 水防管理団体の職員の身分証票

水防団長、水防団員または消防機関に属する者が、水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する身分証票は、当該水防管理者が定めるものとする。

第12章 協力および応援

12.1 河川管理者の協力及び援助

河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動への協力及び水防管理者等が行う浸水被害軽減地区の指定に係る援助を行う。

＜河川管理者の協力が必要な事項＞

- (1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報（水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、映像監視所）の提供
- (2) 水防管理団体に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫水到達市町の事前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示
- (3) 堤防またはダムが決壊したときまたは越水・溢水もしくは異常な漏水が発生したとき（氾濫発生情報を発表する場合を除く）、河川管理者による関係者および一般への周知（伝達方法については付図第3図～第40図のとおり）
- (4) 重要水防箇所の手検の実施
- (5) 水防管理団体が行う水防訓練および水防技術講習会への参加
- (6) 水防管理団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材の提供
- (7) 水防管理団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報または資料を収集し、および提供するための職員の派遣

＜河川管理者の援助が必要な事項＞

- (1) 水防管理者に対して、過去の浸水情報や周辺の地形情報等に鑑み浸水被害の軽減に有用な盛土構造物等の情報を提供
- (2) 水防管理者に対して、指定しようとする浸水被害軽減地区の有用性について、過去の浸水情報や河道の特性等に鑑みた助言
- (3) 市町長に対して、過去の浸水情報の提供や、市町長が把握した浸水実績等を水害リスク情報として周知することの妥当性について助言
- (4) 水防管理団体が行う浸水被害軽減地区の指定に必要な援助を行う際に、河川協力団体に必要な協力を要請

12.2 水防管理団体相互の応援および相互協定

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者または市町長もしくは消防長に対して応援を求めることができる。

応援を求められた水防管理者または市町長もしくは消防長は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。

応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

水防管理者は応援が円滑、迅速に行われるよう、あらかじめ隣接の水防管理者等と情報共有体制等について相互に協定しておくものとする。

12.3 警察官の援助要求

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。(法第22条)

その方法等については、あらかじめ当該水防管理団体の区域を管轄する警察署長と協議しておくものとする。

12.4 自衛隊の派遣要請

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、福井県地域防災計画に定めるところにより、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができる。派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。

- ①災害の状況および派遣要請を要求する事由
- ②派遣を希望する期間
- ③派遣を希望する区域および活動内容
- ④派遣部隊が展開できる場所
- ⑤派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

なお、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができない場合には、水防管理者が直接、自衛隊等に派遣を要請する旨の通知等を行うことになるため、事前に通知先となる自衛隊の関係部局と調整を行うものとする。

12.5 近畿地方整備局との災害時の応援に関する申し合わせ

近畿地方整備局企画部長と福井県土木部長は、公共施設等に災害が発生し、またはその恐れがある場合の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣等の応援について、次のとおり申し合わせを締結している。

- ①施設の被害状況の把握
- ②情報連絡網の構築
- ③災害応急措置等の実施に係る資材や職員の応援
- ④現地情報連絡員（リエゾン）の派遣
- ⑤緊急を要すると認められる場合の適切な緊急対応の実施
- ⑥その他必要と認められる事項

12.6 企業（地元建設業者等）との連携

福井県は、出水時の災害復旧について、一般社団法人福井県建設業協会と協定を締結している。協定書は「法令-133~145」のとおりである。

また、水防管理者より水防活動の委任を受けた民間事業者等は水防管理者の定めた水防活動委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

第13章 費用負担と公用負担

13.1 費用負担

(1) 費用負担 (法第41条)

水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

ただし、他の水防管理団体の応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額および負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体が協議して定めるものとする。

(2) 利益を受ける市町の費用負担 (法第42条)

水防管理団体の水防によって、当該水防管理団体の区域以外の市町が著しく利益を受けるときは、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町が負担するものとする。

負担する費用の額および負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町とが協議して定めるものとする。

当該協議が成立しないときは、水防管理団体は知事にあつせんを申請することができる。

(3) 国の費用負担

国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は国の負担とする。

13.2 公用負担

(1) 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長または消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

- ①必要な土地の一時使用
- ②土石、竹木、その他の資材の使用若しくは収用
- ③車両その他の運搬の資材の運搬用機器の使用
- ④排水用機器の使用
- ⑤工作物、その他の障害物の処分

また、水防管理者 から 委任を受けた者は上記①から④ (②における収用を除く。) の権限を行使することができる。

(2) 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、水防団長または消防機関の長にあっては、その身分を示す証明書を水防管理者から委任を受けた者は、水防管理者より交付される公用負担権限委任証を携行し必要がある場合は、これを提示しなければならない。

なお、水防管理者から人を受けた民間事業者等にあつては、12.6に規定する水防活動委認証をもって公用負担権限委任証に代えることができる。

消防機関の長 または 水防団長 市町長	年	右のものに〇〇区域における水防法 第二十八条第一項の権限行使を委任し たることを証明する	氏名	身分	公用負担権限委任証明書	第 号
	月					
	日					

(3) 公用負担命令書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理団体の定めた公用負担命令書を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者またはこれに準ずる者に交付するものとする。

年 月 日 命 名 者 氏 名		物件	負 担 者 氏 名 住 所	公 用 負 担 の 証
		数量		
		負使用 担収 内用 処 分 等		
		期 間		
		摘 要		

(4) 損失補償

水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第 14 章 水防報告等

14.1 水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者は、次の記録を作成し、保管するものとする。

○水防記録

- 1.天候の状況ならびに警戒中の雨量、水位観測表
- 2.水防活動をした河川名・海岸名およびその箇所
- 3.警戒出動および解散命令の時刻
- 4.水防団員および消防機関に属する者の出動時刻および人員
- 5.水防作業の状況
- 6.堤防、その他の施設の異常の有無およびこれに対する処置とその効果
- 7.使用資材の種類および数量ならびに消耗量および員数
- 8.法第 28 条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量および使用場所
- 9.応援の状況
- 10.居住者出勤の状況
- 11.警察関係の援助の状況
- 12.現場指導の官公署氏名
- 13.立退きの状況およびそれを指示した理由
- 14.水防関係者の死傷
- 15.殊勲者およびその功績
- 16.殊勲水防団とその功績
- 17.今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

14.2 水防報告

水防管理者は、水防活動が終結したときは、その状況を別記（第一様式）、（第八様式）により、水防活動実施後 2 日以内に土木事務所長に報告し、土木事務所長は別記（第二様式）により水防本部長に報告しなければならない。

土木事務所長は、水防管理団体の長からの水防活動実施報告書を取りまとめ、別記（第三様式）により四半期ごとに当該期終了の翌月 5 日までに水防本部長に報告しなければならない。

水防本部長は、当該土木事務所長からの報告について、国（近畿地方整備局）に報告するものとする。

第15章 水防訓練

15.1 指定水防管理団体の水防訓練

指定水防管理団体は、毎年1回以上なるべく出水期前に、水防団、消防機関および水防協力団体その他の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。

また、水防管理団体が主催する水防研修や近畿地方整備局が主催する水防技術講習会へ水防団員を参加させる等、積極的に水防知識を身につけさせることとする。

15.2 水防訓練の項目

水防作業は、暴風雨の中、しかも夜間に行うことが多いから次の項目等について充分訓練を行うこと。

- (1) 観測 (水位、潮位、雨量、風速)
- (2) 通報 (無線、電話)
- (3) 動員 (水防(消防)団、住民)
- (4) 輸送 (資材、器材、人員)
- (5) 広報 (各種水防広報)
- (6) 排・取水門、角落し等の開閉操作
- (7) 水防信号
- (8) 避難、立ち退き (危険区域居住者の避難)

訓練の実施については、最も効果のある時期を選び行うものとし、土木事務所と連携して行うこと。

第 16 章 洪水浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保および浸水の防止のための措置

16.1 洪水浸水想定区域の指定状況

国土交通大臣および県知事は、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域および浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町の長に通知するものとする。

洪水浸水想定区域の指定および公表状況は、第 2 2 表のとおりである。

16.2 洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保および浸水の防止のための措置

市町防災会議は、浸水想定区域の指定があったときは、市町地域防災計画において、少なくとも当該洪水浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- ①洪水予報、水位到達情報の伝達方法、その他の人的災害を生ずるおそれがある洪水、内水又は高潮に関する情報
 - ②避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
 - ③洪水浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称および所在地
- イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。））でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保および浸水の防止を図る必要があると認められるもの
- ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの
- ハ 大規模な工場その他の施設（イまたはロに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町の条例で定める用途および規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者または管理者から申出があった施設に限る。）

16.3 洪水ハザードマップ

洪水浸水想定区域をその区域に含む市町長は、市町地域防災計画において定められた前記 16.2 ①②③に掲げる事項を住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の土砂災害警戒区域をその区域に含む市町にあっては、同法第 8 条第 3 項に規定する事項を含む。）を記載した印刷物の配布、インターネットを利用した提供その他の必要な措置を講じることとする。

16.4 予想される水災の危険の周知等

市町長は、洪水予報河川等以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その

水深その他の状況を水害リスク情報として把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、浸水実績等を地図上に示した図面の公表、浸水実績等を付加した洪水ハザードマップの公表、町中の看板・電柱等への掲示等により住民等に周知することとする。図面等を公表する場合は、住民への各戸配布やインターネット上での公表等により行うこととする。

16.5 地下街等の利用者の避難の確保および浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

法第15条第1項の規定により市町地域防災計画に名称および所在地を定められた地下街等の所有者または管理者は、単独でまたは共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保および洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町長に報告するとともに、公表するものとする。また、地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保および洪水時の浸水の防止のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置き、当該水防組織の構成員その他国土交通省令で定める事項を市町長に報告するものとする。

市町は、市町地域防災計画において、地下街等の所有者または管理者および自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

16.6 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

法第15条第1項の規定により市町地域防災計画に名称および所在地を定められた要配慮者施設の所有者または管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保および洪水時の浸水の防止のための訓練を行い、この結果を市町長に報告するものとする。さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市町は、市町地域防災計画において、要配慮者利用施設の所有者または管理者および自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

16.7 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

法第15条第1項の規定により市町地域防災計画に名称および所在地を定められた大規模工場等の所有者または管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市町は、市町地域防災計画において、大規模工場等の所有者または管理者および自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

16.8 浸水被害軽減地区

浸水被害軽減地区は、水防管理者が浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを指定した地区である。

16.9 水害対応タイムライン

国、県、市町などの関係機関が災害発生時の状況を想定し、あらかじめ時系列に沿って防災行動をまとめたタイムラインについて、台風接近等の水害が発生する恐れがある場合には活用するとともに、必要に応じ対応後の検証と改善を行う。

16.10 津波対応

16.10.1 津波災害警戒区域の指定

「津波防災地域づくりに関する法律」に則り、県は、津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民、勤務する者、観光旅客その他の者の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域として指定し、その旨並びに当該指定の区域及び基準水位を、県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公示するとともに、関係市町長に、公示された事項を記載した図書を送付することとする。

津波災害警戒区域の指定および公表状況は、以下のとおりである。

市町名	公表 年月日	津波災害警戒区域図
		公表HPアドレス
福井市 あわら市 南越前町 越前町 美浜町 高浜町 おおい町	R4. 3. 22	https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/sabo/tsunamisaigaikeikaikuiki.html
敦賀市 小浜市 坂井市 若狭町	R5. 2. 14	

16.10.2 市町地域防災計画の拡充

市町防災会議は、津波災害警戒区域の指定があったときは、市町地域防災計画において、当該津波災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- ① 人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- ② 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ③ 市町が行う津波に係る避難訓練の実施に関する事項
- ④ 津波災害警戒区域内に、地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の

配慮を要する者が利用する施設であって、当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

⑤その他、津波災害警戒区域における津波による人的被害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

16.10.3 津波ハザードマップの作成・周知

津波災害警戒区域をその区域に含む市町長は、市町地域防災計画に基づき、津波災害警戒区域及び当該区域における基準水位を表示した図面に人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他津波災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民、勤務する者、観光旅客その他の者に周知させるため、これらの事項を記載したものを、印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供するとともに、図面に表示した事項及び記載した事項に係る情報を、インターネットの利用その他の適切な方法により、住民等がその提供を受けることができる状態に置くこととする。なお、高潮についても必要な措置を講じることとする。

16.10.4 避難促進施設に係る避難確保計画

津波防災地域づくりに関する法律第 54 条第 1 項の規定により市町地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設のうち、その利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するための体制を計画的に整備する必要があるもの（以下「避難促進施設」という。）の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、避難訓練その他当該避難促進施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する避難確保計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、公表するものとする。

津波の発生時における避難確保計画には、次の事項を記載するものとする。

- ①津波の発生時における避難促進施設の防災体制に関する事項
- ②津波の発生時における避難促進施設の利用者の避難の誘導に関する事項
- ③津波の発生時を想定した避難促進施設における避難訓練及び防災教育の実施に関する事項
- ④その他、避難促進施設利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

第 17 章 水防協力団体

17.1 水防協力団体の指定、監督、情報の提供

水防協力団体は、17.2 に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。また、水防管理団体は水防協力団体が適正かつ確実な実施を確保するため水防計画に位置付けるとともに、その業務について報告させることができる。なお、国、県および水防管理団体は水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報提供、指導もしくは助言をするものとする。

17.2 水防協力団体の業務

- (1) 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- (2) 水防に必要な器具、資材または設備の保管、提供
- (3) 水防に関する情報または資料の収集、提供
- (4) 水防に関する調査研究
- (5) 水防に関する知識の普及、啓発
- (6) 前各号に附帯する業務

17.3 水防協力団体と水防団等の連携

水防協力団体は、水防団との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。また、水防協力団体は、毎年水防団および消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。

17.4 水防協力団体の申請・指定および運用

水防協力団体は、「法令－160」を参考として水防協力団体指定要領を作成し、水防協力団体の申請があった場合は、指定要領を参考として指定することとする。また指定の際は、合わせて水防協力団体の名称、住所および事務所の所在地を公示しなければならない。

水防協力団体の業務の運用に当たっては、業務が適正かつ確実に行われるように、「法令－163」に示す活動実施要領の内容を水防管理団体の水防計画に規定する。

第 18 章 水防管理団体の水防計画

18.1 水防管理団体の水防計画

指定水防管理団体の水防管理者は、県の水防計画に応じた水防計画を定め、毎年出水期前までに、水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、水防協議会または市町防災会議に諮り、これを変更しなければならない。

指定水防管理団体の水防管理者は、水防計画を定め、または変更をしたときは、遅滞なく、知事に届け出なければならない。

18.2 水防計画の公表および通知

指定水防管理団体の水防管理者は、水防計画を定め、または変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

指定水防管理団体の水防管理者は、県に届け出た水防計画を、警察署長そのほか関係機関に通知して、その趣旨の徹底を期すること。

18.3 水防協議会の設置

指定水防管理団体は、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるために、水防協議会を置くことができる。

指定水防管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、法第 34 条に定めるものとする。

18.4 水防管理団体の水防計画作成要領

水防管理団体の水防計画は、水防の目的を完全に達成するため、組織の整備、資器材、通信施設の充実および通信連絡方法の合理的な運用を図るとともに、特に現地に即したあらゆる事態を想定して、具体的に定めるものであり、水防計画作成の手引き(案)(水防管理団体版)を参考にして作成する。

- (イ) 水防本部の設置、組織
- (ロ) 水防団担当区域および動員計画
- (ハ) 予警報、水防に関する指示命令の伝達方法および責任者
- (ニ) 警察等関係機関との連絡および応援計画ならびにその責任負担
- (ホ) 水防倉庫、水防資器材の整備、備蓄ならびにその運用計画
- (ヘ) 避難計画
- (ト) 水防訓練計画

第 19 章 国土交通省直轄河川等における河川災害対策

県内河川のうち国土交通省直轄河川等における河川災害対策運営は別に福井河川国道事務所、九頭竜ダム統合管理事務所および足羽川ダム事務所により作成された河川関係風水害対策部運営計画書によるものとする。

水 防 実 施 状 況 報 告 書

(管理団体で水防箇所ごとに作成するもの)

作成責任者

管理団体名	指定非指定の別							報告年月日	令和	年	月	日	
水防実施箇所 日時 出動人員数 水防作業の概要及び工法	氾濫注意水位(警戒水位) m							所得費	管理団体分	県支出分	合計		
	川 出 水 位 m								人 件 費	手 当	円	円	円
	雨 量 mm								そ の 他	円	円	円	
	川 左 岸								計	円	円	円	
	川 右 岸								そ の 他 費	資 材 費	円	円	円
	地 先 m									器 材 費	円	円	円
	自 年 月 日 時									燃 料 費	円	円	円
	至 年 月 日 時									雑 費	円	円	円
	出 動 人 員 数									計	円	円	円
	水防団員 消防団員 その他 計 人 人 人 人								合 計	円	円	円	
水防作業の概要及び工法							使 用 資 材	叭 俵	俵	俵	俵		
堤防								蓆	巻	巻	巻		
田畑								縄	本	本	本		
家								丸 太					
鉄道								その他					
道路							使 用 資 材						
人口													
その他													
水防効果													
水防結果													
他団体よりの応援状況													
居住者出動状況													
警察の援助状況													
現場指導者氏名													
水防関係者の死傷													

水防実施報告書

(土木事務所にて作成する総括表)

事務所名	増水の概況	水防実施箇所	水防実施の日時 および終結日時	出動人員数	水防作業の概況	水防の効果	被害	所要経費概況
				水防団員		堤防	m	県費
				人		田	ha	管理団体
				消防団員		畑	ha	計
				人		家屋	戸	人件費
				県水防要員		鉄道	m	物件費
				人		道路	m	その他
				その他		その他		使用材料
				人				叭儀
				計				縄
				人				巻
								丸太
								その他
								本

水防活動実施報告書

(第○四半期)翌月5日までに砂防防災課へ

指定・非指定の別	団体名	水防活動 延人員	水防活動 (A)	使用(消費)資材費		合計 (A)+(B)	水防活動を 実施した日	備考
				主要資材(C)	その他資器材(D)			
					小計(B)=(C)+(D)			

(参考) 県より国土交通省へ報告する様式

府 県 名	水防活動 延人員	水防活動 (A)	使用(消費)資材費		合計 (A)+(B)	水防活動を 実施した日	備考
			主要資材(C)	その他資器材(D)			
福 井 県 (注) 主要資材とは、俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、杭、板類、かすがい、 蛇籠、置石、鉄線、くぎ、土砂(17品目)				小計(B)=(C)+(D)			
計							A版横書きとする

●●川 水防警報 (水防団待機水位超過)

令和 年 月 日 時 分
 福 井 県 ○○土木事務所長発表
 (第○号)

【警戒レベル1相当情報】

●●川、●●観測所の水位は、●月●日●時●分現在、●.●●mに達しました。
 水防団待機水位（通報水位）を越えて上昇していますから水防管理者●●市町は、
 水防機関に対し、準備体制に入るよう連絡してください。

□参考

●●川 ●●観測所 (●●市●●町●●)

警戒レベル相当情報	水位名称	水位
警戒レベル4	氾濫危険水位	●.●●m
警戒レベル3	避難判断水位	●.●●m
警戒レベル2	氾濫注意水位	●.●●m
警戒レベル1	水防団待機水位	●.●●m

□問い合わせ先

福井県 土木部砂防防災課 TEL：0776-20-0482
 ●●土木事務所 TEL：●●-●●-●●

■県内の水位・雨量等に関する情報はこちら■

福井県 河川・砂防総合情報 (PC) : <https://sabo.pref.fukui.lg.jp/>
 福井県 河川・砂防総合情報 (スマホ) : <https://sabo.pref.fukui.lg.jp/sp/>



(PC)



(スマホ)

●●川 水防警報 (氾濫注意水位超過)

令和 年 月 日 時 分
福 井 県 ○○土木事務所長発表
(第○号)

【警戒レベル2相当情報】

●●川、●●観測所の水位は、●月●日●時●分現在、●.●●●mに達しました。
氾濫注意水位（警戒水位）を越えて上昇していますから水防管理者●●市町は、
水防機関に対し、出動体制に入るよう連絡してください。

□参考

●●川 ●●観測所 (●●市●●町●●)

警戒レベル相当情報	水位名称	水位
警戒レベル4	氾濫危険水位	●.●●●m
警戒レベル3	避難判断水位	●.●●●m
警戒レベル2	氾濫注意水位	●.●●●m
警戒レベル1	水防団待機水位	●.●●●m

□問い合わせ先

福井県 土木部砂防防災課 TEL：0776-20-0482
●●土木事務所 TEL：●●-●●-●●

■県内の水位・雨量等に関する情報はこちら■

福井県 河川・砂防総合情報 (PC) : <https://sabo.pref.fukui.lg.jp/>
福井県 河川・砂防総合情報 (スマホ) : <https://sabo.pref.fukui.lg.jp/sp/>



(PC)



(スマホ)

●●川 水防警報解除 (水防団待機水位低下)

令和 年 月 日 時 分
福 井 県 ○○土木事務所長発表
(第○号)

【水防警報解除】

●●川、●●観測所の水位は、●月●日●時●分現在、●.●●mとなり、
水防団待機水位（通報水位）以下に低下していますので水防警報を解除します。

□参考

●●川 ●●観測所 (●●市●●町●●)

警戒レベル相当情報	水位名称	水位
警戒レベル4	氾濫危険水位	●.●●m
警戒レベル3	避難判断水位	●.●●m
警戒レベル2	氾濫注意水位	●.●●m
警戒レベル1	水防団待機水位	●.●●m

□問い合わせ先

福井県 土木部砂防防災課 TEL：0776-20-0482
●●土木事務所 TEL：●●-●●-●●

■県内の水位・雨量等に関する情報はこちら■

福井県 河川・砂防総合情報 (PC) : <https://sabo.pref.fukui.lg.jp/>
福井県 河川・砂防総合情報 (スマホ) : <https://sabo.pref.fukui.lg.jp/sp/>



(PC)



(スマホ)

●●川 氾濫警戒情報（避難判断水位超過）

令和 年 月 日 時 分
福 井 県 ○○土木事務所長発表
(第○号)

【警戒レベル3相当情報】

●●川、●●観測所の水位は、●月●日●時●分現在、●.●●mに達しました。
避難判断水位を越えて上昇していますから水防管理者●●市町は、
厳重な警戒をしてください。

□参考

●●川 ●●観測所（●●市●●町●●）

警戒レベル相当情報	水位名称	水位
警戒レベル4	氾濫危険水位	●.●●m
警戒レベル3	避難判断水位	●.●●m
警戒レベル2	氾濫注意水位	●.●●m
警戒レベル1	水防団待機水位	●.●●m

□問い合わせ先

福井県 土木部砂防防災課 TEL：0776-20-0482
●●土木事務所 TEL：●●-●●-●●

■県内の水位・雨量等に関する情報はこちら■

福井県 河川・砂防総合情報（PC） : <https://sabo.pref.fukui.lg.jp/>
福井県 河川・砂防総合情報（スマホ） : <https://sabo.pref.fukui.lg.jp/sp/>



(PC)



(スマホ)

●●川 氾濫危険情報（氾濫危険水位※超過）

令和 年 月 日 時 分
 福 井 県 ○○土木事務所長発表
 （第○号）

【警戒レベル4相当情報】

●●川、●●観測所の水位は、●月●日●時●分現在、●.●●●mに達しました。
 氾濫危険水位（特別警戒水位）を越えて上昇していますから水防管理者●●市町
 は、
 さらに厳重な警戒をしてください。
 ※氾濫危険水位（水防法第13条で規定される特別警戒水位）

□参考

●●川 ●●観測所（●●市●●町●●）

警戒レベル相当情報	水位名称	水位
警戒レベル4	氾濫危険水位	●.●●●m
警戒レベル3	避難判断水位	●.●●●m
警戒レベル2	氾濫注意水位	●.●●●m
警戒レベル1	水防団待機水位	●.●●●m

□問い合わせ先

福井県 土木部砂防防災課 TEL：0776-20-0482
 ●●土木事務所 TEL：●●-●●-●●

■県内の水位・雨量等に関する情報はこちら■

福井県 河川・砂防総合情報（PC） : <https://sabo.pref.fukui.lg.jp/>
 福井県 河川・砂防総合情報（スマホ） : <https://sabo.pref.fukui.lg.jp/sp/>



（PC）



（スマホ）

●●川 氾濫発生情報

令和 年 月 日 時 分
福 井 県 ○○土木事務所長発表

【警戒レベル5相当情報】

●●川では、●●による氾濫が発生しました。

氾濫発生箇所：●●川●岸●km●●地点

□参考

●●川 ●●観測所（●●市●●町●●）

警戒レベル相当情報	水位名称	水位
警戒レベル4	氾濫危険水位	●.●●m
警戒レベル3	避難判断水位	●.●●m
警戒レベル2	氾濫注意水位	●.●●m
警戒レベル1	水防団待機水位	●.●●m

□問い合わせ先

福井県 土木部砂防防災課 TEL：0776-20-0482
●●土木事務所 TEL：●●-●●-●●

■県内の水位・雨量等に関する情報はこちら■

福井県 河川・砂防総合情報（PC） : <https://sabo.pref.fukui.lg.jp/>
福井県 河川・砂防総合情報（スマホ） : <https://sabo.pref.fukui.lg.jp/sp/>



(PC)



(スマホ)

第七様式 水防警報(水防本部発表)の発表形式(例)

水 防 警 報

種類	待機・出動・解除			
発表河川		基準水位観測所		第 号
日時	令和 年 月 日 時 分			
番号	発 表 内 容			
1	令和〇〇年〇月〇日〇時〇分に津波警報(大津波・津波)が発表され、〇〇沿岸では〇mの津波が予想されています。			
	津波到着時刻は〇〇沿岸△△で〇日〇〇:〇〇頃と予想されています。			
	今後の水防活動に備え、水防団員の安全を確保し待機して下さい。			
2	〇〇沿岸に発表されていた津波警報(大津波・津波)は令和〇〇年〇月〇日〇時〇分に解除されました。			
	水防機関は出動し水防活動を行ってください。 引き続き、今後の津波に関する予警報に十分注意してください。			
3	巡視等により被害が確認されなかった(もしくは応急復旧等が終了した)ので水防警報を解除します。			

※緊急を要する場合は、発表内容を適宜簡略化できるものとする。

令和〇〇年台風〇〇号における水防活動
(福井県〇〇市消防団・令和〇〇年〇月〇〇日～〇〇日)

○概要

〇〇市消防団は、令和〇〇年〇月〇〇日、台風〇〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇〇名が出動しました。市内では、1時間雨量110mmに達し、3時間雨量では観測史上最大となる136.5mmを記録し、河川の増水に伴う床上、床下浸水や崖崩れ等により家屋に被害が発生する状況下、住民の避難誘導やポンプ排水活動、土砂落石の除去作業を実施しました。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
〇/〇〇～〇/〇〇 約12時間	〇〇名	<ul style="list-style-type: none"> ・土のう積み(300袋) ・避難誘導(20世帯) ・排水作業(3件)

水防活動または
被害状況写真

〇〇川左岸(〇〇地先)
堤防巡視

水防活動または
被害状況写真

〇〇川右岸(〇〇地先)
月の輪工

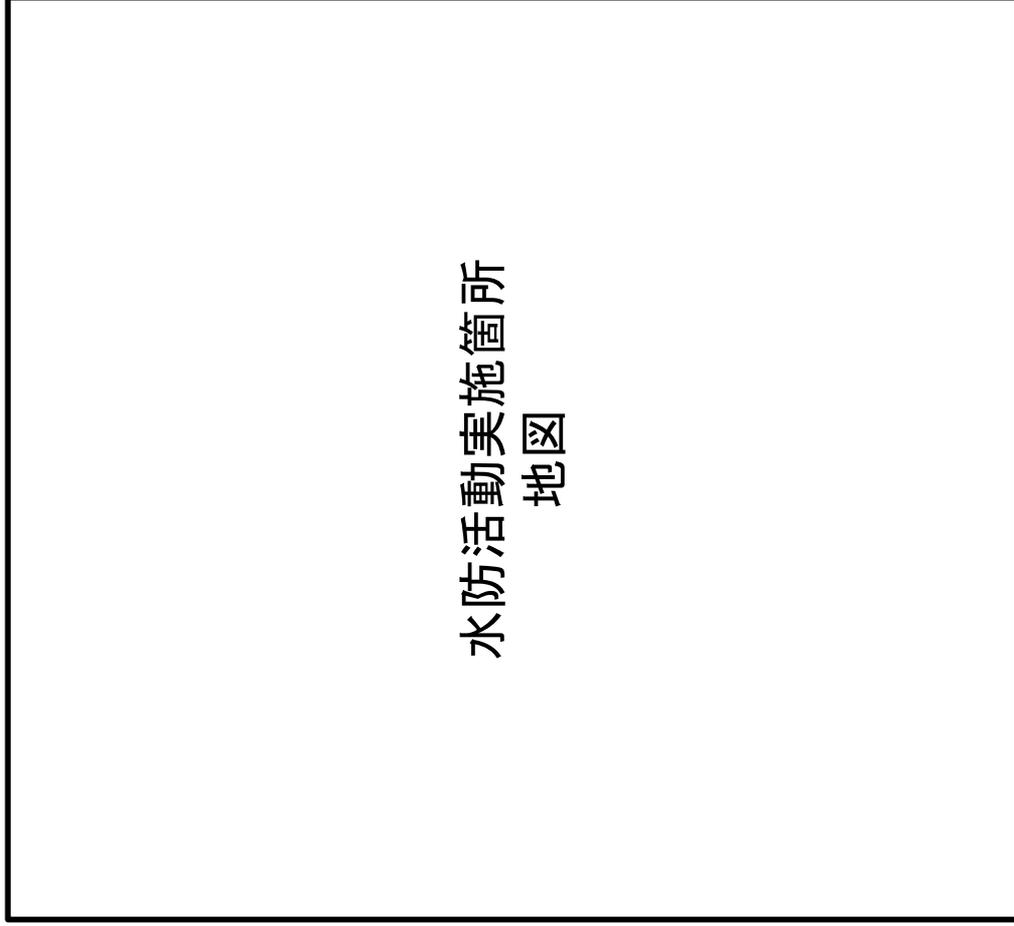
水防活動または
被害状況写真

〇〇川左岸(〇〇地先)
積み土のう工

水防活動または
被害状況写真

〇〇地区の浸水被害

水防活動実施箇所
地図



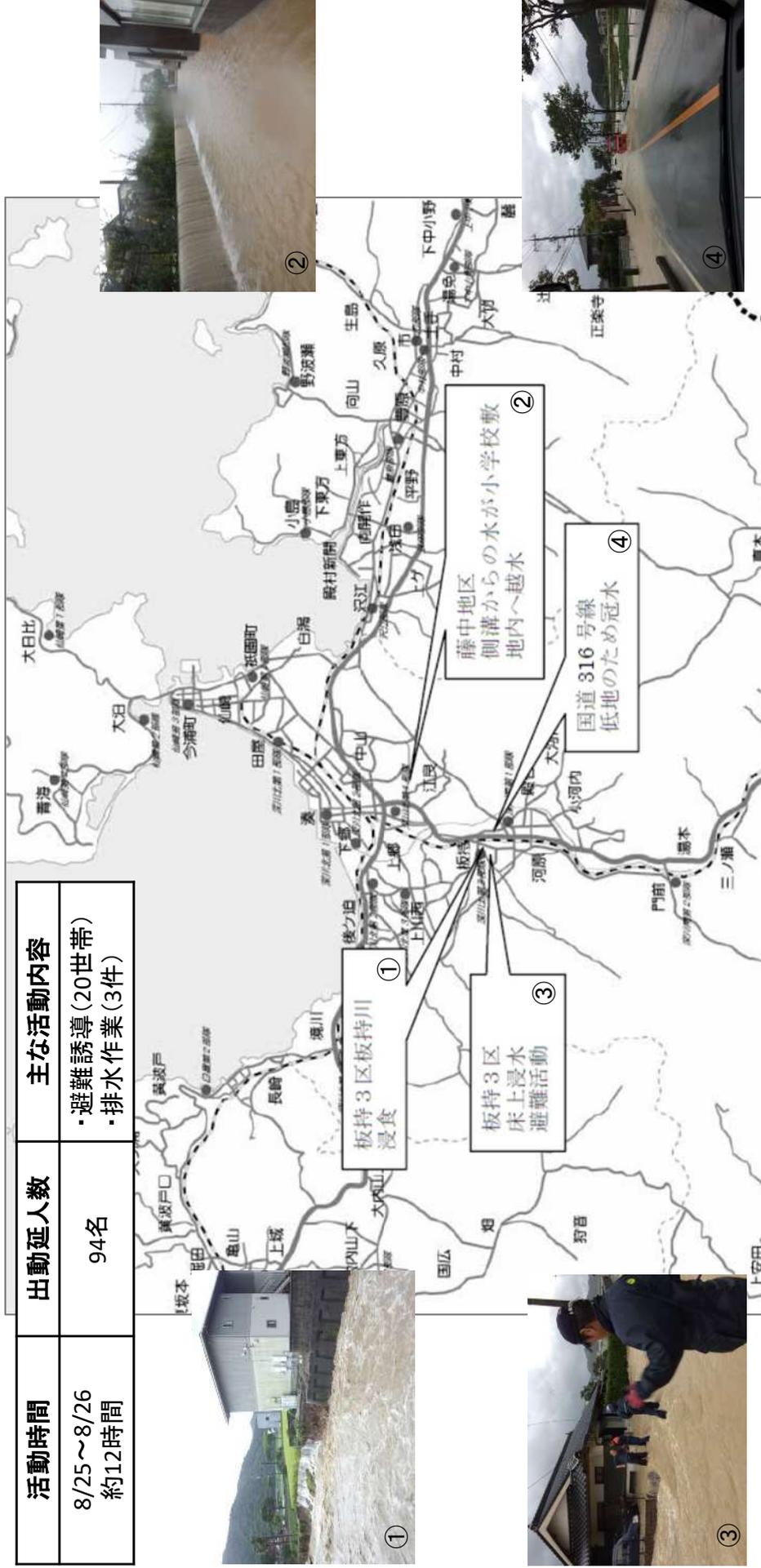
平成27年台風15号における水防活動 (山口県長門市消防団・平成27年8月25日～26日)

水管理・国土保全局
水防企画室

○概要

長門市消防団は、平成27年8月25日、台風15号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ10部隊94名が出動しました。市内では、1時間雨量110mmに達し、3時間雨量では観測史上最大となる136.5mmを記録し、河川の増水に伴う床上、床下浸水や崖崩れ等により家屋に被害が発生する状況下、住民の避難誘導やポンプ排水活動、土砂落石の除去作業を実施しました。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
8/25～8/26 約12時間	94名	・避難誘導(20世帯) ・排水作業(3件)



その他、山口県内では以下の水防活動が行われました。

<萩市消防団>		<山口市消防団>	
活動時間	出動延人数	活動時間	出動延人数
8/25 約4時間	13名	8/25 約2時間	23名
主な活動内容 ・土のう積み(60袋) ・河川巡視		主な活動内容 ・土のう積み(70袋) ・河川巡視	